

第436回南国市議会定例会会議録

第3日 令和6年9月11日 水曜日

出席議員

1番 齊藤正和	2番 松下直樹
3番 松本信之助	4番 西内俊二
5番 溝渕正晃	6番 山本康博
7番 齊藤喜美子	8番 杉本理
9番 丁野美香	10番 西山明彦
11番 神崎隆代	12番 植田豊
13番 西本良平	14番 山中良成
15番 岩松永治	16番 土居恒夫
17番 有沢芳郎	18番 前田学浩
19番 岡崎純男	20番 福田佐和子
21番 今西忠良	

—*—

欠席議員

なし

—*—

出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 村田功
副市長 北條邦寿	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 松木和哉
参事兼財政課長 渡部靖	企画課長 田所卓也
情報政策課長 徳平拓一郎	危機管理課長 野村学
税務課長 高野正和	市民課長 山田恭輔
子育て支援課長 長野洋高	長寿支援課長 中村俊一
保健福祉センター所長兼 子ども家庭センター所長 藤宗歩	環境課長 横山聖二
農林水産課長 川村佳史	農地整備課長 高橋元和
商工観光課長 山崎伸二	建設課長 橋詰徳幸
地籍調査課長 吉本晶先	都市整備課長 篠原正一

住宅課長	松岡千左	上下水道局長	濱田秀志
会計管理者兼 会計課長	竹村亜希子	福祉事務所長	天羽庸泰
教育長	竹内信人	参事兼教育次長兼 学校教育課長	溝渕浩芳
生涯学習課長	前田康喜	監査委員 事務局長	中村比早子
農業委員会 事務局長	弘田明平	消防長	小松和英

—————

議会事務局職員出席者

事務局長	野口裕介	次長	門脇智哉
書記	三谷容子		

—————

議事日程

令和6年9月11日 水曜日 午前10時開議

第1 一般質問

—————

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

—————

午前10時 開議

○議長（岩松永治） これより本日の会議を開きます。

—————

一般質問

○議長（岩松永治） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。14番山中良成議員。

〔14番 山中良成議員発言席〕

○14番（山中良成） 14番、みらいの会、山中良成です。一般質問2日目となり、質問が重複するところがあるかと存じますが、よろしくお願い申し上げます。

私の質問は、1、令和5年度決算、2、ものづくりサポートセンター、3、防災、(1)衛星Wi-Fi、(2)障害者対応、以上となります。

それでは、令和5年度決算について質問をさせていただきます。

一般会計の決算状況は、歳入245億3,791万7,000円、歳出241億9,656万4,000円であり、歳入

から歳出を差し引いた形式収支は3億4,135万2,000円、翌年度に繰り越すべき財源1億5,809万6,000円を差し引いた実質収支は1億8,325万6,000円の黒字であり、単年度収支は4億3,009万円の赤字であるが、積立金の取崩しを行っているので、実質単年度収支は7億2,783万7,000円の赤字であると監査意見書に記載されております。ということは、過去の余剰金が減少し、積立金の取崩しを行っておりますが、これからの財政状況及び計画について答弁を求めます。

○議長（岩松永治） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 令和5年度決算で、単年度収支が赤字となっております。この要因といたしましては、近年の地方債残高の上昇による将来負担の伸びを抑制するため、令和5年度におきましては、交付税措置のない地方債約2億円の発行を取りやめたこと、また近年に比較しまして国県支出金の超過交付額が少なかったこと、これらが大きな要因として挙げられます。

今後につきましては、人件費、物件費や公債費などの経常経費の増加に対して、地方交付税と臨財債の総額が追いついておらず、今後ますます財政状況は厳しくなっていくことが想定されますので、令和7年度予算におきましては、既存の単独事業の全面的な見直しを行うとともに、中期財政収支ビジョンに基づく公債費への基金充当等の対応により、財政状況の健全化を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（岩松永治） 山中良成議員。

○14番（山中良成） 今後、財政状況が厳しいという課長の答弁でしたので、我々議員も物件費である賃金、旅費、公債費、需用費、役務費、備品購入費、委託料、使用料などに注視していかなければなりません。中期だけでなく長期にも試算し、健全化をよろしく願います。

次に、自主財源比率は44.3%で、前年度より0.1ポイント上昇しておりますが、意見書では、財政健全化には収入の確保と支出の抑制が必要であり、特に自主財源の確保を図ることが重要であると記載されており、さらなる収入の確保が重要であると考えます。

そこで、南国市としてこれをどのように考えているのか、財政課長より答弁を求めます。

○議長（岩松永治） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 議員が述べられたように、今後ますます財政状況が厳しくなっていく中で、さらなる収入の確保は必要であります。そのため、一層の税収確保に取り組むということがまず必要になってきますし、また市民サービスを考慮した上で、受益者負担とし

ての使用料等の適正化も考えなければならないというふうに考えております。歳入歳出の観点から見ると、材料費や燃料代、人件費の上昇の中で、給食費にしても施設使用料にしても、料金の据置きは実質的には新たな負担軽減事業を実施しているということになります。これらは、他の事業にも一定の影響を及ぼすこととなりますので、そういったことも見据えた上で、適正な負担、そういったものも求めていきたいというふうに考えております。

○議長（岩松永治） 山中良成議員。

○14番（山中良成） それでは、市長として収入確保にどのような新しい施策を講じていくのか、答弁を求めます。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 市民サービスの向上を図る上では、税収の確保ということは常に考えておかねばならないところでございまして、その最も効果的な方法は、新たな産業団地の造成ということが税収の確保の上では効果が高いというように思っておるところでございます。

また、それと同時に、最近人件費や物件費の上昇ということがございまして、それと普通交付税の算定とのバランスということも注視していかないといけないというようにも思っております。そういった部分につきましては、適宜国のほうに要望を上げていくという必要があるかと思っております。以上でございます。

○議長（岩松永治） 山中良成議員。

○14番（山中良成） 私も市長と同意見で、産業団地のみならず、企業誘致による固定資産税等が重要になってくるというふうに考えております。南国市が生き残っていくには、それしかないとも考えております。ぜひ、力を注いでいただきますようお願いいたします。

次に、財政力指数は以前より高く、恐らく県内でも一、二番とは思いますが、公債費比率が都市再生整備事業や圃場整備事業の進捗に伴い増加し、新図書館の建設でピークに達すると意見書に記載されており、私も将来負担の増加による財政の硬直化を懸念しております。この懸念材料をどのように払拭していくのか、またこれからの計画について答弁を求めます。

○議長（岩松永治） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 直近3年間の財政力指数の平均は0.59となっておりまして、県内では高知市に次ぐ第2位となっております。そのため、普通交付税算定における留保財源が多くなっておりまして、地方債残高の増加による公債費の増加や、人件費、物件費の上昇により、今後の財政状況は厳しくなっていくと想定されます。

先ほども述べましたが、公債費につきましては、基金の活用等によりまして一定平準化を図

っていくということ、また今後の新規事業におきましては、同規模の一般財源の事業を取りやめる等のスクラップ・アンド・ビルドを行うとともに、公債費への基金の充当、繰り返しになりますが、公債費への基金の充当による公債負担の平準化を実施していくことで、財政状況の改善を図っていかねばならないというふうに考えております。

○議長（岩松永治） 山中良成議員。

○14番（山中良成） 確かに、古い事業の見直しは必要となってまいります。業務が増えると思いますが、ぜひ取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、生活保護費の返還費について、監査員は市の債権として精力的に返還を求めていかねばならないと記載されております。そこで、南国市としてはどのように取り組んでいくのか、答弁を求めます。

○議長（岩松永治） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 生活保護費の返還金につきましてです。

福祉事務所は、保護係などで各ケースワーカーとの共有を行うとともに、査察指導員である保護第1係長、保護第2係長による定期的な進捗管理を確実に実施しています。具体的には、未収案件につきましては、各ケースワーカーが、訪問のときに被保護者と納付計画につきまして相談を行うなど、ケースワークを取るようにしています。また、5月には、債権担当者が高知県主催の税外未収金対策研修会にも参加してまして、今後も開催が予定されてますので、積極的に参加して、研さんを図っていきたいと思っております。

○議長（岩松永治） 山中良成議員。

○14番（山中良成） 御答弁ありがとうございます。

職員の皆様の日々の努力により成果も出されておりますが、やはりこのような専門的な知識や能力が必要な場所には、人員を増やしていき、業務の能率向上をしていく必要があると考えます。ぜひ、市長には必要な部署への増員を検討していただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、決算審査意見書に南国日章産業団地の分譲が進んでおらず、何かの思い切った対応を検討することも必要と記載されており、M I A R E !についても十分活用されておらず、本来の目的達成のためあらゆる方策を御検討願いたいと記載されております。市長としてどのようにしていくのか答弁を求めます。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 南国日章産業団地の未分譲地への取組につきましては、製造業及び流通

業を対象に募集を行っているところがございますが、この間、立地を希望される企業も複数いらっしゃいましたが、なかなか成約に至っていないというのが現実でございます。今後につきましても、引き続き企業誘致イベントでの情報提供や、県とともに分譲に向けて誘致活動を行い、私もできることをやってまいりたいと考えております。

また、MIARE！につきましては、令和5年度は直営で管理運営を始めた2年目ということでありましたので、まずは稼働率を上げるよりも、施設の管理運営を安定させるということに重点を置いておりました。MIARE！のホール部分の稼働率を上げるためには、今後いろいろな方策を講じていかねばならないと考えておりますが、具体的な取組の事例としましては、広報の強化、関係機関からの情報収集をしながら、取組をまたそれを参考に考えたり、自主事業の実施など、できることに取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩松永治） 山中良成議員。

○14番（山中良成） 日章産業団地につきましては、1件のみならず、複数見に来られたと。成約に至らなかった部分もあったというふうに言われました。これには理由があります。例えば、土地の料金が高いのか、土地が広過ぎたのか、津波が心配だったのか、必ず理由があります。重要なのはそこだと思っております。市長も真剣にはやっけてくださっておりますが、もう少しいろんな意見を取り入れたらどうでしょうか。勝手に売り地は埋まりません。市長も営業は未経験かもしれませんが、自分たちで努力するしかありません。私も情報が入り次第、市長には報告をさせていただきますので、まずは問題点の解決を急いでいただきたいと思っております。これにつきましては答弁は必要ございません。

次に、ものづくりサポートセンターの質問に移らせていただきます。

先日8月16日に、ものづくりサポートセンター指定管理者について議員向けに勉強会が開催され、執行部より説明を受けましたが、あまりにも納得できる内容ではないにもかかわらず、今回の一般会計補正予算に債務負担行為として限度額が追加されておりました。書類も当日に配付され、議論もできていないにもかかわらず、このように追加していることに対し、無理やり賛成させる残念な意図を感じます。また、資料につきましても回収するということに対し、私は疑問を抱いております。この内容の一部を市民の皆様様に説明すると、やはり私と同じ感情になりましたので質問をさせていただきます。

配付されていた資料では、令和5年度決算の収入である売上高4,394万円が記載されておりましたが、そこで企画委託費、ものサポ売上高、クラフト売上高、室料収入、企画展売上げ、指定管理料に分けて、今まで指定管理をしてきた年数で金額をお答えください。

○議長（岩松永治） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 指定管理は令和2年10月からですので、令和2年度から順にお答えさせていただきます。

令和2年度につきましては、企画委託費0円、ものサポ売上高227万5,234円、クラフト売上高0円、室料収入8,800円、企画展売上げ35万3,400円、指定管理料2,141万4,060円でございます。なお、オープンは令和2年度末に近い令和3年3月21日であることを申し添えます。令和3年度につきましては、企画委託費0円、ものサポ売上高1,023万2,697円、クラフト売上高55万1,067円、室料収入30万6,400円、企画展売上げ65万2,500円、指定管理料2,618万3,750円でございます。令和4年度につきましては、企画委託費154万4,964円、ものサポ売上高675万1,344円、クラフト売上高83万2,655円、室料収入19万8,372円、企画展売上げ1,277万665円、指定管理料2,500万1,932円でございます。以上でございます。

○議長（岩松永治） 山中良成議員。

○14番（山中良成） 次に、令和5年度の当期売上原価は約1,555万円でしたが、これについても先ほどと同様お答えください。

○議長（岩松永治） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 売上原価につきましては、令和2年度が197万3,374円、令和3年度が594万9,083円、令和4年度が1,273万1,271円でございます。以上でございます。

○議長（岩松永治） 山中良成議員。

○14番（山中良成） 令和5年度の売上総利益は2,838万円でしたが、これについても先ほどと同様お答えください。

○議長（岩松永治） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 先ほどお答えした企画委託費、ものサポ売上高、クラフト売上高、室料収入、企画展売上げ、指定管理料の合計額から売上原価を差し引いた場合の売上総利益は、令和2年度が2,207万8,120円、令和3年度が3,197万7,331円、令和4年度が3,436万8,661円でございます。以上でございます。

○議長（岩松永治） 山中良成議員。

○14番（山中良成） 次に、各年度のキャッシュフローにつきましても答弁を求めます。

○議長（岩松永治） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 指定管理の事業報告書において、キャッシュフローに関する書類は提出することになっておりませんので、把握しておりません。以上でございます。

○議長（岩松永治） 山中良成議員。

○14番（山中良成） お金の流れが分からない、どれだけ手元にお金があるかも分からないのに、どうやってこの企業は大丈夫なのかを判断しているのか、私は不思議でなりません。幾ら売上げがあったとしても資金ショートする可能性があるのですが、その不安もないのでしょうか。令和5年度のものサポ管理費は4,120万円でしたが、これについて今まで指定管理をしてきた年度ごとでお答えしていただき、初年度と比較して増加している科目について答弁を求めます。

○議長（岩松永治） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） ものづくりサポートセンターの管理費につきましては、令和2年度が818万5,786円、令和3年度が4,384万6,147円、令和4年度が4,060万6,442円でございます。令和2年度と比較して年々増加している主な科目としましては、最低賃金等が上昇している人件費、企画展の実施等に係る外注費、そして電気料が上昇した水光熱費になります。以上でございます。

○議長（岩松永治） 山中良成議員。

○14番（山中良成） 令和5年度の営業利益は、マイナス約1,282万円でした。営業利益が悪ければ安定した経営が見込めず、会社が倒産する危険性もあります。これについて、今まで指定管理をしてきた年度ごとでお答えしていただき、マイナスの理由について答弁を求めます。

○議長（岩松永治） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 先ほどの売上総利益からものづくりサポートセンターの管理費を差し引いた場合の営業利益につきましては、令和2年度が1,389万2,334円、令和3年度がマイナス1,186万8,816円、令和4年度がマイナス623万7,781円でございます。令和3年度につきましては、指定管理料を除く売上金額が低く、売上原価を差し引いた利益が少なかったこと、管理費がかさんだことなどが理由ではないかと思われます。令和4年度につきましては、管理費を抑制しつつ、売上金額は前年に比べ大きく伸ばしたものの、それに伴い原価等も上昇したことから、マイナスで着地したのではないかと思われます。令和5年度につきましては、人件費や水光熱費の上昇などによって管理費が増加したこと、売上高に対して原価が上昇し、利益が減少したことが理由ではないかと思われます。以上でございます。

○議長（岩松永治） 山中良成議員。

○14番（山中良成） 先ほど課長が答弁されましたように、理由を追求しているのはよろしいんですけど、営業利益のマイナスがこれだけ続いているのに、一体どんなことを講じてきた

のか分からない企業があることに私は驚愕してます。南国市としても、議会に報告せず放置していたことを残念に思っております。それも3年連続で、新しく令和7年度から指定管理料試算でマイナス5万円を提出してきた企業に、何も言っていない行政って何なのか不思議でなりません。指定管理料は市民の税金です。もっと考えていただきたいです。

次に、令和5年度経常利益はマイナス約9,805万円で、単年度しか上げてきてませんでした。通常、経常利益を見せる場合は、複数年上げてきて比較対照しなければならないのに、不思議でありませんでした。

そこで、初年度からの経常利益の答弁を求めます。

○議長（岩松永治） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 先ほどお答えした営業利益から営業外収益を差し引いた経常利益は、令和2年度が1,389万2,371円、令和3年度がマイナス1,184万9,958円、令和4年度がマイナス620万4,616円でございます。

○議長（岩松永治） 山中良成議員。

○14番（山中良成） ずっとマイナスが続いていることに本当に驚愕してます。今回、指定管理料を今までの金額より増加して、約3,218万円として補正予算に追加しており、その多くが給与手当約2,510万円、賞与手当280万円、法定福利費349万円となっております。

そこで、現状の従業員の賃金形態について、1,000円単位は四捨五入で構いませんので、正社員分をお答えください。

○議長（岩松永治） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 令和5年度末の正社員6名の給与の月額支給額につきましては、17万円台が2名、16万円台が4名となっております。以上でございます。

○議長（岩松永治） 山中良成議員。

○14番（山中良成） それでは、賞与は年何回出ておりますか、答弁を求めます。

○議長（岩松永治） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 指定管理分になりますが、令和2年度は年1回で、令和3年度から5年度につきましては、年2回賞与を支給したと聞いております。以上でございます。

○議長（岩松永治） 山中良成議員。

○14番（山中良成） 令和6年度の賞与は全額お支払いしてるということで構いませんか、答弁を求めます。

○議長（岩松永治） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 令和6年度夏の賞与につきましては、支給していないと聞いております。以上でございます。

○議長（岩松永治） 山中良成議員。

○14番（山中良成） 賞与について就業規則はどのように明記されておりますか、答弁を求めます。

○議長（岩松永治） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 株式会社海洋堂高知の就業規則における賞与の記載内容については把握しておりません。以上でございます。

○議長（岩松永治） 山中良成議員。

○14番（山中良成） 就業規則に賞与が書いてあるかないかというのはすごい重要だと思います。書いてない場合は、確かに賞与は支払う必要性はありませんけども、書いてある場合は賞与は必ず支給しなければなりません、当たり前ですけど。その記載内容について把握していないということ自体も私はちょっと驚愕しております。株式会社なので、役員報酬も出ていると思いますが、それについて答弁を求めます。

○議長（岩松永治） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 指定管理分の役員報酬につきましては、令和5年度は120万円となっております。以上でございます。

○議長（岩松永治） 山中良成議員。

○14番（山中良成） 令和5年度は賞与が出ておりますので構いませんけども、令和6年度は恐らく同じ金額の報酬が払われているのではないかというふうに推察をしております。もし、従業員に賞与も払っていないのに、自分が役員報酬だけもらっているのであれば、これはちょっと問題があるのかなというふうに考えております。これはあくまでも推測ですので、きちんとそれにつきましては調べて、調査していただきたいというふうに思っております。

令和7年から11年度の指定管理料の試算の支出の多くが金額を上げてきており、このどこに経費削減等の企業努力をされておりますか、答弁を求めます。

○議長（岩松永治） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 指定管理料の試算における経費につきましては、人件費を除くと令和5年度ベースで外注費で8%、水光熱費5%、旅費、交通費、広告宣伝費、発送配達費、修繕費、通信費が2%の上昇としておりますが、そのほかの経費は据置き、備品購入費は微減としております。統計局の2020年基準消費者物価指数の2024年7月分においては、生鮮食品を

除く総合指数は、2020年を100として100.3、前年同月比で2.7%上昇しております。また、高知県による高知市消費者物価指数の令和6年7月分においても、令和2年を100として、生鮮食品を除く総合は108.4、前年同月比で2.8%の上昇となっております。2024年7月の日本銀行による経済・物価情勢の展望では、生鮮食品を除く消費者物価の前年比は、2024年度に2%台半ば、2025年度及び2026年度もおおむね2%程度で推移すると予想されています。仮に、今年度は2.5%、令和7年度以降は2%上昇とした場合、単純計算になりますが、令和7年度で約4.5%、令和9年度で約8.7%上昇することになります。近年の物価上昇の状況から、全般的に経費を抑制した内容と考えております。以上でございます。

○議長（岩松永治） 山中良成議員。

○14番（山中良成） 微減したということですが、旅費、交通費、広告宣伝費、発送配達費、修繕費、通信費を2%上げ、外注費8%、水道光熱費は6%、給与手当、賞与手当、法定福利費、福利厚生費を10%上げており、とても私は経費削減をしたというふうには思っておりませんし、これは企業努力をしているとは到底思えません。第一、営業利益がマイナスなのに、それさえもしてないということ自体に考えられないです。私も小さい自分の会社をしていますが、考えられないです。令和7年度から11年度の指定管理料の試算の収入については、令和5年度の企画展売上げ919万円が2,380万円になると記載されており、勉強会でも同僚議員が指摘されました。市長及び副市長は、課長から説明を受けたときに、これを何の疑問も抱きませんでしたか。これだけ収入を上げて普通にはあり得ないと思いますが、売上げを110%にするだけでも相当な努力が必要となります。それを300%アップなんて考えられないです。それで、営業利益がマイナス5万円というのは、相当危険な会社と私は判断しましたが、説明をお聞きになりました市長及び副市長に答弁を求めます。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 指定管理を行う施設の管理運営に要する経費は、市からの指定管理料と指定管理者の売上げ等からの利益で賄うこととなります。令和7年度からの指定管理料につきましては、これまでの管理運営の実績を踏まえ、直近の令和5年度の経費をベースに、最低賃金の改定等に象徴される人件費の上昇や、電気料などの水光熱費の上昇を先々まで見込んだ算定を行い、これまでの指定管理料に上積みした金額を上限として今議会に提案させていただいたところでございます。

売上げを増やすことは、議員のおっしゃるとおり相当な努力が必要なものでありますので、試算表の売上金額を見たときには、私も相当ハードルは高いと思ったところでございますが、

株式会社海洋堂高知からは、ショップの売場の工夫や、企画展やポップアップストアの充実を図ることなど、まだまだ改善できる余地があり、取り組んでいきたいということをお聞きしております。また、来年春には、連続テレビ小説「あんぱん」の放映による来館者の増加が見込まれること、海洋堂高知もこの機会を生かした取組も検討しているということでございましたので、指定管理者となった場合には、計画した売上高に向けてしっかりと取り組まれるものと思ったところでございます。

なお、今回海洋堂高知からいただきました積算につきましては、市において発注する場合における予算上限を決めるための参考見積りとして提出していただいたものでありまして、プロポーザルの提案に当たっては、その見積りどおりに提出していただく必要はなく、変更した提案があることも考えられるということは申し添えておきたいと思っております。以上でございます。

○議長（岩松永治） 北條副市長。

○副市長（北條邦寿） 山中議員御指摘の売上げの試算につきましては、現在の取組から相当の努力を要する金額が設定されているというのが、説明を聞いた際の率直な私の感想です。一方で、先ほど市長が答弁しましたように、株式会社海洋堂高知からは、売上げを上げるための取組を行っていく方針であり、指定管理者となった場合には、そうした売上高の増加に向けた取組がなされていくものと考えております。

○議長（岩松永治） 山中良成議員。

○14番（山中良成） 2,700万円を、1人1,000円買ったとしますか。それを毎日売ったとして、1日何人買わないといけないか御存じですか。80人です。休館日もありますしね。そんなんで、80人って相当ハードルが高いですよ。本当に、市長や副市長、申し訳ありませんけど、アルバイト等で物を売ったことがあるのかちょっと私は心配になりました。相当な努力で売れる数字ではありません。このような事業計画書を銀行に持っていったら、笑われてしまいます。これで大丈夫というお二人の感覚には、私には申し訳ありませんがちょっと理解できないです。企画展を令和5年度に6回、209日間開催して1万5,912人、その売上げが919万円、365日あっても到底できる金額ではないです。南国市はどのように試算されたのか不思議でなりません。

副市長にお尋ねいたしますが、社会的に利益重視でないとしても、将来的に係る維持管理費等も考え、適切かどうかを判断すると思っておりますが、県庁でこの事業計画書を、このような達成が難しい試算を出された企業に委託しても構わない、または補助金を出しても問題ないというふうに判断されますか、答弁を求めます。

○議長（岩松永治） 北條副市長。

○副市長（北條邦寿） 南国市ものづくりサポートセンターの設置及び管理に関する条例について、指定管理者に管理を行わせる場合は公募を行うことを基本としています。また、その指定管理者の選定においては、南国市ものづくりサポートセンター指定管理者候補者選定審査委員会において、事業計画書の内容や、事業者からのプレゼンテーション等を行った上で審査を行い、候補者の順位づけを行うこととしています。その審査項目の一つとして、山中議員御指摘の収支計画も各委員において評価をし、またその他の審査項目を評価した上で、指定管理者候補者として決定をしていくことと、最高得点を得た参加者を指定管理者候補者として決定していくこととなります。

私自身は、これまで県において指定管理者の選定に関与した経験はありませんが、指定管理者の候補者を選定していく過程では、審査会なり、審査項目、審査基準なりを定め、将来に基づいた手順や評価により指定管理者の候補者を選定しているものと考えております。

○議長（岩松永治） 山中良成議員。

○14番（山中良成） 私は、このような事業計画を提出する企業を不安視しております。

そこで、海洋堂高知の決算を執行部は見ているというふうに思いますが、その内容を見てどのように思われましたか。市長及び副市長、課長の答弁を求めます。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 指定管理部門の赤字というのは、先ほども申し上げたとおり毎年赤字でございますので、株式会社海洋堂高知の経営を圧迫しているのではないかというように思います。

また、会社経営のために金融機関からの借入れとともに、役員借入金も計上されているということもあり、社長にかなりの負担をおかけしておるということは事実であります。何かしら経営改善ができるところはないかとも思ったところでございます。以上です。

○議長（岩松永治） 北條副市長。

○副市長（北條邦寿） 株式会社海洋堂高知の収支において、指定管理部門が赤字になっているということは、同社の経営上、収支面で負の影響を与えるものですし、役員借入金も計上されている現状は決して望ましい状況とは言えないと思いますので、経営改善の必要性を感じたところでございます。

○議長（岩松永治） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 市長、副市長と同様な思いを持ったところでございます。以上でございます。

○議長（岩松永治） 山中良成議員。

○14番（山中良成） 先ほど、負担をかけているというふうに答弁されておりましたが、起業して事業を行っている以上、金融機関から借入れするのは当たり前で、売上げや収入が上がらなかったら、トップである社長が責任を取るのは常識だと私は認識しております。

私も、先ほど申しましたように、小さい企業ですが経営させていただいており、そのために毎月試算表を見ながら収入や経費削減を考えております。本来であれば、毎月の試算表を確認する必要があると推測しますが、そのようなことはされておりますか、答弁を求めます。

○議長（岩松永治） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 運営状況については適宜確認しておりますが、毎日の試算表の確認まではしておりません。以上でございます。

○議長（岩松永治） 山中良成議員。

○14番（山中良成） 毎月の試算表は見ない、キャッシュフローも見ない、その代わり入館者数は確認する、何かしら経営改善ができないか考えると答弁されましたが、数字を見ないでどのように改善されますか。何度も言うようですが、私には理解することが難しいです。私もキャッシュフローが分からない、試算表もないので、私から言えるのは今までにない収入を上げる以外はないというふうに考えます。ここで多くの同僚議員も一般質問でしましたように、入館料を徴収するようにはいかがでしょうか、答弁を求めます。

○議長（岩松永治） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 入館料につきましては、建物内全体を有料とする方式や、建物内の一部を有料とする方式について研究を行い、また現在の指定管理者にも意見を聞くなどして検討を行いましたが、現時点では入館料は頂かないことにしております。以上でございます。

○議長（岩松永治） 山中良成議員。

○14番（山中良成） 経費削減も大幅に行うことなく、達成困難な収入数値を上げてこられて、それで一番分かりやすい入館料を取らない。これは市民の税金ですよ。私は、市民の皆様に説明責任があります。説明できません。多くの同僚議員も、私と一緒に思っています。多少ではありますが、多くの来場者がいらっしゃいます。これが最善の策の一つだと思っています。また、ものづくりサポートセンター建設前の会合でも、企業の方や大学教授から入館料は取ったほうがいい、この発言が出ておりました。もう少し、市民の皆様の意見に耳を傾けてはいかがでしょうか。市長に答弁を求めます。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 入館料につきましては、先ほど商工観光課長が答弁したように様々に検討してきたところですが、当初から物づくり人材の育成施設という目的を踏まえて入館料を頂いてきていないということでもあり、現時点では入館料を頂かないという方向で考えております。以上です。

○議長（岩松永治） 山中良成議員。

○14番（山中良成） 市長にすごい失礼な言い方かもしれませんが、話を変えないください。人材育成と入館料は関係ないと私は思っています。観光に来られた方から徴収するのであって、話を何かほかの方向に向けられた感じで、ちょっと自分は憤慨しています。市長は皆様の声を聞いたほうがよろしいと思います。私が知っている限り、入館料の話は必ず出てきます。恐らく、ほかの同僚議員も、市民の皆様と話すときには必ず出てくると思います。私たちは、市長より皆様の声を聞いている自負はあります。物価高や賃金値上げという指定管理料が増加していく。これは、物価高によって市民の皆さんは必死で家計をやりくりして、企業は賃金値上げで相当努力をしています。物づくりの人材育成だから、指定管理料を上げて皆様の税金を投入しますと私は説明できません。同僚の皆様は、本当にどう思われますか。私が間違ったことを言ってますか。もし、6万人来られて、来場6万人中、大人が3万人とします。入館料100円を徴収するだけで300万円の収入が入ります。指定管理者がいろんな事業をできますし、広告も打てます。私の思考がおかしいのでしょうか。市長が固執する理由が分かりません。

もう一度、市長にお答えいただきたいです。入館料を取るのか取らないのか、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 先ほども申しましたとおり、現時点では頂かないように考えておるということでございます。以上です。

○議長（岩松永治） 山中良成議員。

○14番（山中良成） 分かりました。市長のお考えは分かりました。

次に、経済効果についてどれだけあったのか、答弁を求めます。

○議長（岩松永治） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） ものづくりサポートセンターの整備に際して活用した県補助金における報告資料のうち、スーパーマーケットを除くエリア内の飲食、小売店の売上高について、令和3年度は計画が11億8,921万円で、実績が13億997万5,000円、令和4年度が計画が12億2,272万7,000円で、実績が10億9,061万6,000円となっております。令和5年度については

現在調査中でございます。以上でございます。

○議長（岩松永治） 山中良成議員。

○14番（山中良成） 勉強会でも発言させていただきましたし、ほかの同僚議員からも多くの皆様から御提言いただきましたけども、夜の駐車場使用を認めると、さらなる経済効果だけでなく、駐車料金を頂くことで収入増につながるというふうに思いますが、答弁を求めます。

○議長（岩松永治） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） ものづくりサポートセンターの駐車場の利用につきましては、これまでも市民の方から中心市街地の店舗の夜間の利用に際し、駐車場を利用できないかという声はいただいているところでございますが、ものづくりサポートセンターの用地は、駐車場部分も含め、国庫補助金を活用して購入、整備したものでございますので、中心市街地の活性化に資するための駐車場として利用することについては、十分な検討が必要だと考えております。

また、駐車場の有料化につきましては、収入増につながる可能性を見込んで、有料駐車場等を運営している会社に試算していただきましたが、現在の利用状況や周辺の駐車場の利用状況から、有料化した場合、駐車料収入よりも管理費等の経費のほうが高くなるという結果をいただいております。以上でございます。

○議長（岩松永治） 山中良成議員。

○14番（山中良成） だから、結論としてやらないということですよ。

これにつきましても、先ほども言いましたように、多くの同僚議員が発言してまいりました。それなのにもかかわらず、いまだに検討とはどういうことですか。やるかやらないか濁したまんま、やらずに今回の補正予算を通せということですか。

駐車場も、無人の料金を入れてから駐車する機械を導入して、あとは心配であればカメラを設置すればそんなに投資金額は必要ないと思います。その前に、本気で南国市は収入を増やすということを考えてますか。私が、この議案に対して賛成するために、入館料の徴収と駐車場料金の徴収、そんなにハードルが高くない提案をさせていただきましたが、ほぼ両方やる気はないという答弁で、私は残念でなりません。

私としては、現状のままで指定管理者を募集するという事は賛成できかねます。たとえ補正予算でほかに重要な案件があるとしても、現在の募集であれば、海洋堂高知一択の考えであり、1億6,000万円という税金を無駄金にしてしまう可能性があるからです。市長はもう少し市民に寄り添うか、もしくは議論をするべきだというふうに考えます。この質問についてはも

う以上で終わり、次の質問に移りたいと思います。

次に、防災の衛星W i - F i の質問に移らせていただきます。

南国市の現在の衛星W i - F i と衛星電話の現状及びそれに係るランニングコストについて答弁を求めます。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 本市では、現在5台の衛星携帯電話を運用しており、それに係るランニングコストは年間64万円程度となっております。衛星W i - F i システムについては、現時点では導入はしておりません。以上です。

○議長（岩松永治） 山中良成議員。

○14番（山中良成） 2024年3月議会にて、神崎議員よりスターリンクの導入についての質問をされ、当時の課長より、高速データの衛星などの活用も関係各課と協議いたしまして検討してまいりますと答弁されておりますが、協議した結果どのようなになったのか、答弁を求めます。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 衛星を使用した通信手段につきましては、従前から必要性を認識しておりましたが、能登半島地震の災害対応においても衛星通信システムが活躍したことが事例として挙げられており、改めてその重要性を認識したところです。その認識の下、本市では最低限、本庁舎、消防本部庁舎、保健福祉センター庁舎、上下水道局庁舎で衛星インターネット回線が確保できるよう、南国市D X推進計画及び南国市地域防災計画に、災害時の非常通信手段の確保について位置づけて取組を進めることとしたところです。以上です。

○議長（岩松永治） 山中良成議員。

○14番（山中良成） 検討する時間は十二分にあったというふうに考えます。

先日、南海トラフ地震の可能性があり、誰もが心配いたしました。もし、震災が起こった場合、地上での電波が使用できるかどうかは分かりません。そこで、その心配がないのが衛星W i - F i となります。

そこで、サンキャリアにこのことを聞くと、県庁はスターリンクを導入する方向性です。また、ほかの県庁でも能登の震災後導入を決めたところが多いです。南国市としては、できるだけ早急に決定し、スケジュールを示していただきたいのですが、南国市の所見をお伺いいたします。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 能登半島地震での事例を受けて、高知県庁では、衛星通信システムを本年度中に災害拠点施設 9 か所、災害時医療拠点施設17か所、計26か所に整備すると聞いております。本市も早急に導入する必要があると考えており、4庁舎への機器の導入費及び運用費について、令和7年度の当初予算へ計上することを検討しております。以上です。

○議長（岩松永治） 山中良成議員。

○14番（山中良成） 当初予算のほうに計上していくように、ぜひ市長もお願いいたします。

衛星Wi-Fiを導入するとして、携帯につなげ使用すると思いますが、その携帯はどの携帯を何台使用する予定なのか、またパソコンのみなのか答弁を求めます。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 衛星Wi-Fiの導入を予定している施設は、本庁舎、消防本部、保健福祉センター、上下水道局であります。使用する台数などの検討はこれからになりますが、この4施設で主にパソコンを使用し、高知県総合防災情報システムや、来年度導入予定の災害対応システムの運用を図ることを大きな目的としております。以上です。

○議長（岩松永治） 山中良成議員。

○14番（山中良成） サンキャリアにお聞きしたところ、40ギガバイトが恐らく一番安いプランとなりますが、ギガがいっぱいになっても使用不可とはならず、携帯同様使用できます。しかし、速度が遅くなるという欠点があります。そこで、誰かの携帯をつなげた場合や、写真や動画を送信した場合、すぐに40ギガは消費されます。状況を確認するのに写真や動画は必須となります。

そこで、ギガ数を少ないままで使用できるものはないのか、調査する必要があると考えますが、南国市として災害時どのように考えているのか、答弁を求めます。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 現在、導入を検討しております衛星Wi-Fiシステムにつきましては、幾つか契約プランがございます。例えば、高知県で導入を決定した衛星Wi-Fiシステムの契約ですと、1局当たり1テラバイトで、契約上に定める災害発生時にはその制限が解除されるというものです。本市としても、高知県での導入事例を参考に、災害時に通信量が多くなった場合でも、スムーズな稼働が確保されるシステム構築を目指してまいります。以上です。

○議長（岩松永治） 山中良成議員。

○14番（山中良成） 導入についてもしっかりと検討していただかなければなりません、

導入後の活用についてもしっかりとつくり上げていく必要がありますので、各課連携して本気で考えていただきたいというふうに願います。

この質問に関連して、南国市はモバイルバッテリーを所有しているのか、また所有しているのであれば何台所有しているのか、答弁を求めます。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 現在、16台のモバイルバッテリーと8台の蓄電池を準備しており、順次増やしていく予定です。以上です。

○議長（岩松永治） 山中良成議員。

○14番（山中良成） 順次増やしていくということで、それを聞いて私も安心しました。南海トラフ地震に備え、ぜひお願いいたします。

次に、防災の障害者対応の質問に移らせていただきます。

今回の避難指示で、避難所に避難する場合、障害者、特に車椅子や松葉づえをついた方は、車を使用して避難しても構わないのか答弁を求めます。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 今回のような臨時情報の発表時や台風接近時に、あらかじめ開設した避難所に事前避難する場合については、車で避難することは差し支えありません。一方、例えば地震発生時に津波から緊急避難をする場合に車両を使用することについては、東日本大震災の例を見ても、車で避難しようとして渋滞に巻き込まれ、被災した事例もあり、慎重に行う必要があります。あらかじめ地域でお話合いいただき、車で避難する対象者を決めておくなど、事前の取決めが重要になります。また、車が使用できない場合の対応も検討する必要があります。状況に応じて、地域の自主防災会等と一緒に検討させていただきますので、危機管理課まで御相談いただければと思います。以上です。

○議長（岩松永治） 山中良成議員。

○14番（山中良成） また、ぜひ御相談させていただきたいと思います。

このように、車を使用しなければならない方は、障害者だけでなく高齢者もいらっしゃるかもしれません。南国市の障害者及び高齢者の避難手段の基準は作成されておりますか、答弁を求めます。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 事前避難について、避難手段の基準については現在定めておりません。また、津波からの緊急避難につきまして、南国市津波避難計画では、障害者や高齢者

など要配慮者の避難については、その実情に応じた避難方法をあらかじめ検討するとしており、具体的な基準等は現在設けておりません。以上です。

○議長（岩松永治） 山中良成議員。

○14番（山中良成） このように、今回住民の皆様から御要望がなければ、私は基準があるものかと思っておりました。確かに、その場その場による対応が必要だと思いますので、またぜひ御相談をさせていただきたいというふうに思います。また、車両での避難についても、周知徹底をしていただきたいというふうにお問い合わせ申し上げます。

最後に、もう一度指定管理のことを言いますが、本当に残念でなりません。もう本当に収入を考えて、収入を否定し、削減もほとんどしない。それでも、指定管理料を上げてくださると議案で上げてくる。僕は考えられないですね、本当に。多分、私だけではないと思いますよ、本当に。今回、これについて住民の皆様も本当に憤慨してる方もいらっしゃいますから。これについては、真剣にもっと考えていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩松永治） 4番西内俊二議員。

〔4番 西内俊二議員発言席〕

○4番（西内俊二） 議席番号4番、みらいの会、西内俊二です。

通告しています質問事項に従って、一問一答形式でさせていただきます。1番、防災について、2番、発達障害について、3番、放課後の子供の居場所について、以上です。1番目の防災については、昨日の一般質問と重複している部分もありますが、よろしく願いいたします。

8月8日夕方に日向灘で発生したマグニチュード7.1の地震を受け、気象庁が南海トラフ地震発生の可能性が高まった場合に出る臨時情報を初めて発表しました。南国市では、地震発生後に、事前のマニュアルに沿って協議に入り、気象庁の発表前に避難所16か所を選定し、迅速に開設できました。このことは、対応に具体的な統一基準がなく、市町村により対応がばらばらの中で、南国市では迅速に初動が取れたことはとても評価されることと思います。危機管理課として、この一連の取組についてどのような成果と課題が見受けられましたか、お聞きします。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応につきましては、南国市地域防災計画に定めております。そこに定めてあります臨時情報発表時の基本的な考え方の一つは、臨時情報は事前避難に資するものとして取り扱うというものであります。この考

えに基づき、あらかじめ定めた対応として、市内全域に高齢者等避難を発令し、避難所を開設したところです。この情報が発表されることが決まった5年前に、高知県や県内市町村、また庁内で十分議論し、これらの対応を定めましたことが、今回この原則に基づいて、初動につきましては迅速に対応できたと考えております。

一方、今回せっかく開設した避難所で、事務局の準備不足で、現場にある毛布など資機材が十分に活用できなかった場面がありました。この点につきましては、課題反省点として、誰が避難所を開設しても十分避難所としての機能を発揮できるよう、マニュアルの見直し等を進めてまいります。以上です。

○議長（岩松永治） 西内俊二議員。

○4番（西内俊二） では、今回開設した避難所での配備職員の体制はどのようになっていましたか、お聞きします。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 8月8日の高齢者等避難発令直後から、市内全域で16か所の避難所を開設いたしました。各避難所に1名ずつ配置し、1日2交代で体制を組みました。48時間が経過した後、各避難所の避難状況を見て避難所を1か所に集約し、8月15日午後5時まで避難所開設を継続いたしました。以上です。

○議長（岩松永治） 西内俊二議員。

○4番（西内俊二） 宿泊して対応する職員の環境はどのようになっていましたか、お聞きします。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 開設する避難所の状況は様々であり、統一的に職員の執務環境を整備できていないのが現状です。特に、休息時の対応については、個々の職員の準備物や装備に頼っており、大規模災害時も含めて課題となっております。以上です。

○議長（岩松永治） 西内俊二議員。

○4番（西内俊二） 私は3か所の避難所を巡回しに行きましたが、ある避難所では、畳の部屋など体を横にできる環境がなく、椅子を並べて簡易ベッドにしているところがありました。避難所で段ボールベッドなどがある場合は、実際に活用できるか確認したり、配置された職員の体調に対しての配慮をすることも必要であると考えます。そして、避難所に指定されている体育館へたくさんの市民が避難してきていたら、この時期体育館は暑い中、熱中症になる人が多くなることは確実であり、環境面の整備が早急に必要と考えますが、この点についてはどの

ようにお考えですか。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 避難所となる体育館など大規模な施設について、暑い時期の熱中症対策をどのように図るかは大きな課題であります。特に、南海トラフ地震のような大規模災害が発生した際には、商用電源が途絶えることが想定されており、そのような中でエアコンなど空調設備の稼働をどのように担保するのか、自家発電装置の設置と併せて考える必要があります。整備に係る時間や財源の観点からも、最低限空調を確保する施設を絞り込むなどし、優先順位をつけた空調対策を計画してまいります。以上です。

○議長（岩松永治） 西内俊二議員。

○4番（西内俊二） ぜひ、優先順位をつけて計画を進めてください。また、今回の臨時情報についても、非常に難しい情報で認知されておらず、どう行動していいかわからないなど混乱したという市民の声も聞きました。あらかじめ通知する防災に関する情報内容の周知や周知方法、また緊急時での周知方法はどのようになっていますか。また、情報を受け取る側にも様々な立場があります。外国人や高齢者、聴覚や視覚に不自由さや障害がある方への通知、通達方法はどのようになっているかお聞きします。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 防災に関する事前の啓発、周知等につきましては、市ホームページや市公式LINE、また市の広報紙などを活用して実施しております。また、年間を通じて随時防災学習なども行っております。臨時情報に関しましても、この情報の運用が始まった5年前から、市ホームページや広報紙、防災学習を通じて啓発を行ってまいりました。しかしながら、今回の臨時情報の発表を受けて、高知県の行った県民意識調査では、臨時情報の認知度が3割に満たないという結果が出ております。この点につきましては、この5年間の啓発活動や啓発内容について改めて検証し、改善をしてまいります。

緊急時の情報伝達に関しましては、情報の内容にもよりますが、市防災行政無線による一斉放送や、防災行政無線と連動した登録制メールへのメール配信、緊急速報メールを通じた伝達をもっとも迅速に伝達できる方法であります。また、市ホームページや市公式LINEや、報道機関を通じての情報伝達も行っております。聴覚に障害がある方につきましては、文字による表示の可能な防災行政無線の戸別受信機を無償で貸与するなど対応もしておりますが、事前の啓発も含めて、全ての方が必要な情報を受け取ることができる状態にあるかとなると、難しい状況であると考えております。自主防災組織などを通じた共助の中で、地域での助け合いの

取組が進みますよう、市としても取り組んでまいります。以上です。

○議長（岩松永治） 西内俊二議員。

○4番（西内俊二） ぜひ、障害を持つての方が取り残されないように取組をしていただきたいをお願いします。

今回のことから大きな地震が起こる可能性が高まったので、該当地域の人は避難場所や経路を確認し、すぐに避難できるようにする必要があります。また、高齢者や障害者等の要配慮者についても、事前に避難できるような取組が必要であると考えます。日頃の備えを再確認し、必要に応じて自主避難や、地域コミュニティによる自主防災組織の取組をいま一度強化できるように、積極的な取組を進めていってほしいです。

また、今回の台風の影響による避難所の設定におきましても、迅速な対応をしていただき感謝しております。地震後の行政対応と併せて、台風の場合においても、行政職員による避難所の運営にとどまらず、今後は地域の自主防災組織や、選挙時の運営スタッフ、退職された元行政職員の方々にも避難所の運営協力をいただけるような体制の構築も必要かと考えます。災害時に、日常の行政業務が過重になることは安易に予想されますので、このような次の体制づくりも必要ではないかと考えますが、危機管理課の考えをお聞きします。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 今回の臨時情報の発表を受けての避難所開設に当たって、避難所となった公民館の関係者の方や、自主防災組織の方からも、地元で運営することも考えてみてはどうかというお話もいただいております。地域の方々がふだんから避難所運営に関わっていただくことにより、大規模災害発生時の住民による避難所運営がスムーズに進むということも期待できます。避難所運営に、南海トラフ地震のような大規模災害が発生したときだけでなく、避難所を事前避難用として開設する場合でも、地域での運営ができる体制構築に向けて、市自主防災連合会などとも協議してまいります。以上です。

○議長（岩松永治） 西内俊二議員。

○4番（西内俊二） 先月は8月8日の地震、そして29日の台風10号と、この短期間で災害対策本部を4階の会議室で2回設置しましたが、どのような課題がありましたか、お聞きします。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 今回、特に台風10号に関しては台風の動きが遅く、本市として体制を長期間維持することとなりました。そのため、災害対策本部室となる大会議室が、平時の業務での使用と重なることがありました。そのため、その都度災害対策本部を移動し、設置

し直すことが必要となったことなど、専用の災害対策本部室が設けられていないことが原因の課題がありました。以上です。

○議長（岩松永治） 西内俊二議員。

○4番（西内俊二） 3月議会でも質問しましたが、令和5年度南国市災害対策本部設置運営訓練について実施報告された中で、現状の本庁舎に係る課題である耐震安全性は、国の目標とする分類よりワンランク下の耐震性、安全性で設計されていると確認しました。人命の安全確保が図られる性能は有してありますが、発災直後から災害応急対策活動を実施する施設としては、十分な機能確保ができていないのではないかと考えます。大きな揺れを伴う余震も何度も発生することを考慮した場合、本庁舎での災害対応及び業務を継続して行うことができないことが想定されます。災害対策本部の設置が、災害発生後の本庁舎の使用が困難な場合には、庁舎前駐車場に設置、あるいは消防庁舎に設置することも検討しなければならないとの答弁でしたが、災害発生後の初動が非常に重要ですので、この計画では初動が遅くなるのではないかと危惧しております。災害発生後の状況を確認して判断するのではなく、あらかじめ災害対策本部は消防庁舎に設置してはいかがでしょうか。また、今回の台風のように、災害対策本部の設置期間が長くなる場合の危機管理課が通常業務も併せて行えるように、危機管理課自体を消防庁舎に設置してみてもいかがでしょうか。自衛隊との連携や消防署の救命、救助の観点でも、合理的かつスピードを持った連携ができると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 大きな揺れを伴う地震が発生した場合には、議員の御指摘のとおり、本庁舎は人命の安全を確保できる性能は有しておりますが、その後すぐに対策本部として使用できるかどうかは不透明な状態であります。迅速な災害対応体制の確立のためには、場所、人、物の確保が最も重要なこととなります。専用の災害対策本部の本部室の確保も含めて、消防本部庁舎の活用は、場所確保の課題の解決策になり得ると考えます。庁内でも議論を進め、迅速な災害対応に何が一番最適となるか検討をまいります。以上です。

○議長（岩松永治） 西内俊二議員。

○4番（西内俊二） 地震はいつ起こるか分かりません。災害対策本部の設置に関しては、どれだけ費用がかかると試算もして、ぜひとも優先して検討を進めてください。

次に、2番目の質問に移ります。

先日、子育て中の保護者から、子供がこれまで努力を続けてきたものの、漢字を覚えることや計算が苦手な状況が変わらず、今後どのように育てていったらいいか、また行政や医療機関

への相談をどのようにしたらいいのか分からない、そんな不安や心配な気持ちを相談されました。

まず、ここで発達障害について社会的な取組の経緯を説明させていただきます。

厚生労働省において、以前は発達障害は身近にあるけれども、社会の中で十分に知られていない障害であり、また発達障害のある人は、特性に応じた支援を受けることができれば十分に力を発揮できる可能性があります。従来はその支援体制さえも十分ではありませんでした。このような背景を踏まえ、発達障害について社会全体で理解して支援を行っていくために、平成17年4月から発達障害者支援法が施行されています。その後、平成19年4月から教育現場での特別支援教育もスタートしています。また、平成28年4月から障害者差別解消法が施行され、不当な差別的な取扱いの禁止と合理的配慮の提供の2つに分けて整備されています。また、これまで合理的配慮の義務づけは国や自治体のみでしたが、改正によって、今年の4月より民間事業者も合理的配慮の配慮提供が義務となりました。

文部科学省では、障害や発達に課題のある子供は、その家族への支援に当たっては教育、福祉が連携した支援が求められています。令和5年4月にこども家庭庁が発足したことも踏まえて、こども家庭庁、文部科学省及び厚生労働省の連携体制を構築することで、家庭、教育、福祉が連携した取組の一層の推進を図ることとあります。本市として、発達障害児・者やその保護者への支援体制や取組についてどのようになされていますか、お聞きします。

○議長（岩松永治） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 発達障害者支援法第2条の2の基本理念の第3項では、発達障害者の支援は、個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ医療・保健・福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行わなければならないと規定されています。

南国市ではこども家庭センターが実施していますが、母子保健法の第12条及び第13条に規定する健康診査、一般的に言われます乳幼児健診をはじめ、各事業において保護者の不安や困り事などをお聞きしています。それらの中で、運動面、精神面の発達がゆっくりである乳幼児を把握して、了解を得られた場合には、保健師が保育所などの初動機関との連携をしながら、発達相談や医療機関へのつなぎなどを行っております。また、就学前の場合ですけれども、教育委員会が学校保健安全法の第11条に規定する健康診断である就学時健康診断を実施してまして、そのときに発達面で支援を要する児童の把握と就学に向けた支援を行っております。

それから、障害者の日常生活で、社会生活及び総合的な支援をするための法律、いわゆる障害者総合支援法であります。その第4条第1項の定義では、発達障害者支援法の第2条第2項に規定する発達障害者を含みと規定されておりました。この発達障害者支援法の第2条第2項の定義では、発達障害者とは発達障害があるものであって、発達障害及び社会的障壁により日常生活または社会生活に制約、制限を受ける者といい、発達障害児とは発達障害者のうち18歳未満の者をいうと規定されてますので、発達障害者の方、児・者の方は障害者総合支援法で利用できる制度があります。

ですから、発達障害のうち発達障害児につきまして、福祉事務所では通所サービスを申請される方が多くありまして、日常的に関わる保育、学校、医療機関などに相談する中で、療育的支援を受ける必要性や時期を検討した上で申請に来られておりました。申請は、発達障害の分野は障害者手帳でいいと精神障害者保健福祉手帳になるんですけども、その精神障害者保健福祉手帳を有するのが必須ではありません。障害が想定され、支援の必要性があり、療育を受けなければ福祉を損なうおそれがある場合は、通所サービス利用の対象となる可能性があります。

福祉事務所では、サービスの支給決定に当たりまして、職員が保護者から児童の発達課題や日常生活の困り事などを聞き取りをしまして、担当事業所が立案した計画と整合性を持って勘案、決定しております。必要に応じまして、保護者、関係機関と対応を検討しております。また、障害者総合支援法の第77条第1項第3号に規定する地域生活支援事業の相談支援事業を、地域活動支援センター南国と相談支援センターびいーずに委託しておりました。相談しやすい環境の整備に向けて取り組んでおります。

○議長（岩松永治） 西内俊二議員。

○4番（西内俊二） この情報が必要とされる方に届くように、そして相談しやすいような環境に引き続き取り組んでいただきたいと思います。

また、小学校に入学するに当たり、保育園・所、幼稚園、学校との連携はどのようになされてますか、お聞きします。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 就学予定者につきましては、就学前教育施設や、医療・福祉・保健等の関係機関から情報が上がってきた場合、現状の把握として、当該幼児などの様子を直接観察し、担任等から聞き取りを行っております。保護者との面談を実施し、保護者の困り感と就学に向けての不安等の聞き取りを行い、その中で教育相談を進めていきま

す。また、小学校見学や教室見学、担任との顔合わせを通じて、入学前に安心して準備ができる環境を整えております。就学時健診の前に、就学する学校と情報を共有し、学校も就学前教育施設へ観察に行く、さらに入学前には引継ぎシートを作成し、円滑な引継ぎを行うなど、入学に向けた支援を継続しております。また、入学前には、小学校が就学前教育施設に出向いて、新入児の様子を見せていただき、入学後には入学前施設からの小学校のほうへの児童の様子を見に来ていただいて、情報共有を行っております。

○議長（岩松永治） 西内俊二議員。

○4番（西内俊二） 分かりました。

ここで、南国市教育振興基本計画、令和2年度から令和4年度について説明をさせていただきます。

21世紀を担う子供たちの生きる力を育む保育・教育の推進として、障害の状態や教育的ニーズに応じた指導、支援の充実、保育所・園、幼稚園等から小学校へ、さらに小学校から中学校への計画的、継続的な指導、支援を行うため、引継ぎシート等のツールを活用した円滑かつ適切な引継ぎが確実に行われるようにします。また、発達障害等のある児童生徒への支援を充実させるために、特別支援教育学校コーディネーターを中心とした校内支援委員会等において、個別の指導計画や、特に特別支援学級在籍児童生徒には、個別の教育支援計画を作成した上で、指導目標、指導内容、方法を定期的に検討する等、合理的配慮コーディネーターと共に、チーム学校として組織的な指導、支援を継続的に行いますと取組が挙げられています。

また、文部科学省ではこのように説明されています。通級による指導とは、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部障害に応じた特別の指導を通級指導教室で受ける指導形態です。通級による指導の対象となるのは、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱の児童生徒であり、通常の学級におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の者になります。

なお、通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断することが必要とあります。本市では、特別支援学級や、障害に応じた特別な指導を受ける通級指導教室における取組についてはどのようになされていますか。また、取組における成果と課題についてお聞きします。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 議員のほうからも紹介がありましたが、通級指導教室は、通常の学級に在籍している発達障害や学習面に支援が必要な児童生徒が、一部の

授業について、個別のニーズに応じた専門的な指導を受けることのできる教室でございます。南国市では、大篠小学校、香長中学校、鷹ヶ池中学校に設置されております。通級指導教室を利用する児童生徒には、学習面や社会性の向上が確認されており、学習意欲が高まるなどの前向きな結果が表れております。

課題といたしましては、全ての学校に設置されておりませんので、未設置校の児童生徒は通級指導教室を利用できない、利用しづらいといった状況がございますし、通級指導教室を増やす場合には、通級指導を行う教員の確保や育成といった課題がございます。

○議長（岩松永治） 西内俊二議員。

○4番（西内俊二） 通級指導教室は、南国市の全ての学校に設置されていないので、ほかの学校にも必要としている児童生徒がいると思います。必要としているところに対しての対応も引き続きお願いしたいです。

先日、発達障害の子供を持つ保護者が10年前に立ち上げた団体である高知LD親の会 s k y さんが主催した講演会に参加してきました。講師の先生は、実際に発達障害のお子さんを持ち、中学校教員をされています。また、児童生徒が学習内容を習得できる教材研究やアプリ開発に関わり、日々の通級学級で生徒と向き合われていました。教室の中で支援が必要な児童生徒に対して合理的配慮がもたらされ、自分の学習しづらい部分をICTやアプリケーションを活用することで習得できることによって、自己肯定感が上がったこともお聞きしました。このアプリケーションはアクセシブルな情報システムといい、誰もが利用しやすいように設計されたシステムのことを指します。特に、高齢者や障害のある人々が利用しやすいように配慮されており、視覚障害者向けの音声読み上げ機能や、聴覚障害者向けの字幕機能などが含まれます。

特別支援の必要な児童生徒に対する教員や支援員への研修はどのようになされていますか、お聞きします。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 特別に支援が必要な児童生徒に関しては、生徒指導上の課題も起こる可能性がありまして、各校がその対応を重視しており、みんなが学びやすい環境づくりに努めております。これにより、児童生徒が落ち着いて学校生活を送れるよう、学校ごとに特別支援教育の研修を実施し、教員全体の意識向上を図っております。市が雇用する特別支援教育支援員へは、年2回市教育委員会事務局が主催する研修を行っております。児童理解や声かけの視点を学び、児童の思いや行動を受け止められるように支援体制を整えております。

また、今年度大篠小学校と香長中学校が、合理的配慮実践充実事業の県指定事業を受けており、学習障害などで困難を抱える児童への合理的配慮の研究を進めていっております。具体的には、読みが苦手な児童には読み上げアプリを使用し、書くことが苦手な児童にはタイピングや音声入力を活用するなど、合理的な配慮を通じて児童の学びを支援しております。今後、合理的配慮の提供内容を精査いたしまして、保護者への情報提供も進めていけるよう検討してまいります。

○議長（岩松永治） 西内俊二議員。

○4番（西内俊二） ありがとうございます。

では、発達障害の正しい理解の促進をするためにどのような取組をされていますか、お聞きします。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 教育研修などを行う際は、児童生徒がなぜそのような行動を取ってしまったのか、その背景を探る研修を行い、そのための支援を考えていくことで教員の理解を深めております。また、各学校で特別支援学級の児童生徒が、可能な限り通常学級の児童生徒と交流し、一緒に学習することで、周りの児童生徒にも学習理解を促し、支え合えるような集団づくりに努めております。さらに、教員が合理的配慮を実施する際は、ほかの児童生徒にもなぜそうするのか丁寧に説明を行うことで、全体の理解を深める取組を行っております。

○議長（岩松永治） 西内俊二議員。

○4番（西内俊二） 教育現場で様々な立場の児童生徒に対して真摯に向き合い、寄り添いながら、日々成長を育んでいる教員の先生方には敬意を表します。高知LDの会の保護者から、発達障害ということその子供に応じた学習の仕方があります。一人一人の特性に応じた教育環境ができることを親として切に願っている、この言葉が胸にとても響きました。子供の成長を願って、家庭と学校の密接な信頼関係、そして支援する行政との連携が大切と考えます。発達障害に対しての正しい理解の促進を継続的に行って、障害のあるなしにかかわらず、ともに支え合い、安心して暮らせる社会を目指した学校や地域づくりをさらに進めていただきたいと存じます。

続きまして、3つ目の一般質問に進みます。

今年の3月議会において、本市の放課後の子供の居場所の現状と今後の取組について一般質問をさせていただきました。そのときに、学童クラブの一部から、今年度の4月に入所できず

に待機する児童が発生していました。その対応策として、スポーツをメインとした活動にはなりますが、まほろばクラブ南国の実施する放課後支援事業、まほろばキッズアカデミーでの受入れに向けて協議を行い、御協力をいただけることになっているとの答弁をいただきました。現在の大篠小学校、後免野田小学校、大湊小学校の学童クラブの現状、待機児童数はどのようになっていますか。特に、昨年度の終わりに発生しました大湊小学校の待機3名の児童はどうなり、どこが受皿になりましたか、お聞きします。

○議長（岩松永治） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（長野洋高） 市学童保育連絡協議会に確認した中で、大篠小学校での待機児童の発生は確認できていません。後免野田小学校では、高学年1名が待機の状態です。大湊小学校につきましては、本年度学童クラブを開設しておらず、放課後の居場所確保を望まれていた2名については、まほろばクラブ南国の実施するまほろばキッズアカデミーを利用されておると確認をしております。

○議長（岩松永治） 西内俊二議員。

○4番（西内俊二） 分かりました。開設されていない大湊小学校の学童クラブの場所は、現在どのようになっているのでしょうか。

○議長（岩松永治） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（長野洋高） 大湊小学校の学童クラブの場所につきましては、利用希望者が増えた場合に対応できるよう、現在はそのままの状態になっております。

○議長（岩松永治） 西内俊二議員。

○4番（西内俊二） 分かりました。

まほろばクラブ南国さんには、放課後の子供の居場所づくりとしての受皿として御協力をいただけたことにとっても感謝しています。男女共同参画や女性の活躍推進など、保護者が安心して働くことができるための環境づくりを進めていく中で、放課後の子供の受入先がないという不安な気持ちがあった保護者にも安心できたと思います。

また、まほろばクラブは、放課後キッズアカデミーを利用している児童は、夏休み期間も夏休みによる子供の居場所づくりとしての活動を実施されていきました。会費は高額にならないように配慮しているそうですが、家庭環境に影響されずに、全ての子供が好きなことややりたいことが選択できるような環境を整えることが大切であると考えます。南国市教育振興基本計画にはどのように掲げているのかというと、厳しい環境にある子供たちの貧困の世代間連鎖を、教育によって断ち切る支援策の徹底として、学校や地域の力による家庭の教育力の補完や、保

護者の経済的負担の軽減を掲げています。

本市でも行われています就学援助制度では、経済的な理由で就学が困難な場合の対象者には、学校教育、学童クラブでも援助がされています。また、NPO法人まほろばクラブ南国は、地方自治体等とパートナーシップを構築し、広域的な事業体としての役割を果たしていくために、総合型地域スポーツクラブとして登録されています。放課後の子供の居場所となっているキッズアカデミーも、就学援助の対象者が希望する場合は同じように援助してはいかがでしょうか。

また、県の補助金として、高知県子どものスポーツ環境整備推進事業費補助金があります。この補助金は、運動部活動の地域連携や地域移行など、子供のスポーツを取り巻く環境が大きく変化している中、市町村が実施する子供たちが身近な地域で希望するスポーツが続けられる環境を整備するための事業に対して、新たに補助するものです。この補助金を利用することで、就学援助の対象者が経済的な理由で諦めたりすることなく、スポーツを始めたり、続けることができると思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（岩松永治） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） まほろばキッズアカデミーの利用者で、就学援助の対象者に対し、高知県子どものスポーツ環境整備推進事業費補助金を活用して支援をとの御提案についてですが、この補助金の趣旨が子供のスポーツ環境づくりに特化した活動への支援であり、まほろばキッズアカデミーの活動は、スポーツだけでなく様々な文化活動、例えば将棋、お琴が体験できる放課後の居場所づくりを目的としていることから、この補助金を活用した支援は難しいと考えます。

○議長（岩松永治） 西内俊二議員。

○4番（西内俊二） 分かりました。支援していく中で一番心配されることは、長期的に継続ができるかどうかを重要と考えます。

ここで、市長に提案です。

市長、やりたいことを我慢したり諦めたりすることなく、子供たちが夢を実現するために、本市として独自で援助や応援をしていくことはできないでしょうか。きっと、子供たちが大きくなったときには、自分を応援してくれたふるさとに帰ってきて、南国市に住みたいと思います。さきのパリオリンピックのスケートボードの女子ストリートでは、14歳の吉沢選手が金メダル、15歳の赤間選手は銀メダルを獲得しました。御本人は、小さいときから非常に努力されてメダルを獲得したと思いますが、周囲の大人が環境をつくってあげて、子供の持っている才能が開花したのではないかと思います。全ての子供たちが持っている可能性の種が花開くよう

に、地域全体で子供を育てていきたいと考えます。ぜひ、南国市としても多面的に検討し、取り組んでいただきたいと思います。ぜひとも子育てしやすい南国市にしていきたいです。少しお願いも入りましたが、ぜひこのことを実現していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

以上で私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩松永治） 17番有沢芳郎議員。

〔17番 有沢芳郎議員発言席〕

○17番（有沢芳郎） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1番目に防災教育、小中学校の水泳指導、3番目に学校再編、4番目に緩やかな学期スタート事業であります。なんこく市政会の有沢です。よろしく申し上げます。

教育行政について、まず防災教育について質問します。

香南中学校の中学生防災士について、一昨年から取り組んでいる中学生防災士の育成について、今年度の成果はどのような状況であったか教えてください。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 今年度、香南中学校の生徒で防災士の資格を取得した生徒は9名となっております。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 香南中学校の生徒の防災士の人数と取得率はどのくらいか教えてください。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 香南中学校の防災士の資格取得者は全部で21名で、全校生徒69名に対する割合は30.4%となっております。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 香南中学校の防災士取得率は、全国でも一番高いのではないかと考えられますが、いかがですか。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 全国の中学生における防災士資格取得率については、正確な統計データが現在存在しておりません。しかしながら、香南中学校での生徒の30.4%が防災士資格を取得しており、これは高い数字であると考えております。さらに、単に取得率だけでなく、受講人数の割合の高さも非常に評価すべき点だと考えております。多くの割合の生徒がこのプログラムに参加していることが、学校全体の防災意識向上に貢献してい

ると認識しております。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 中学生が防災士の資格を取るということは、南国市民の防災意識の向上にも役立つ素晴らしいことなので、今後も続けていってほしいと思いますが、今後の計画について答弁を求めます。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 本事業は令和4年度から開始し、本年度で3か年経過しますが、現在までに90名余りの中学生防災士が誕生しています。この事業は継続的に実施することが重要でありますので、引き続いて実施してまいりたいと考えております。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 生徒たちは努力して、せっかく防災士の認定をもらっているのですが、学校現場においてもこの生徒たちが活躍できる場をつくってほしいと思いますが、現状中学生防災士がどのような場所で活躍しているか教えてください。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 各校で防災士が活躍する取組がされております。避難所運営訓練では、防災士資格を取得した生徒が中心となり、役割分担や指示を行っております。また、防災クイズを作成し、地域や保護者に向けて防災意識を高める取組も行っております。さらに、地域連携による避難訓練では、炊き出し、誘導、受付、避難所運営などに生徒が地域住民とともに参加をしております。また、今年度は、姉妹都市の交流事業に防災士資格を取得した生徒が参加し、岩沼市の玉浦中学校に訪問をしております。ここでも、学びでさらに防災意識を高め、多くの人に広めていってほしいと考えております。

今後、さらなる活躍の場としましては、小中合同の避難訓練を実施し、防災士資格を取得した生徒が小学生を率先引率して誘導する場面を設けたり、中学生が防災士としての経験を小学生に伝える機会を設けることなども考えております。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 生徒たちは努力して、本来大人が取得する試験に挑戦し、合格しているわけで、取得後の活躍の場を校内だけでなく、地域や市全体に広げていってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 中学生防災士の育成の目的は、地域の防災活動へ参加していた

だくことにより地域の防災活動の活性化を目指すことであります。自主防災会等とも連携を図り、中学生防災士が活躍する場をつくってまいります。以上です。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） ぜひとも活躍できる場面をつくり、活躍する姿をみんなに見てもらうことで、防災士への憧れを持ってもらいたいと思います。そのことが、継続して次の中学生防災士の育成にも役立つこととなると思いますので、ぜひともお願いします。

また、防災士としての制服、ユニホームみたいなものを市として作って着せてあげたらどうかと思います。ユニホームを着て生徒や市民の先頭に立って、防災士として専門的な立場からアドバイスする姿を設定することで、中学生防災士への憧れを抱かすことも重要と考えますが、危機管理課など、教育委員会なのか分かりませんが、ぜひとも考えてほしいとお願いします。

また、先ほども言ったように、大人を対象とした検定であるので、当然受からなかった子供たちも出てくると思います。防災士を受験しようとする意欲や、挑戦することに対して称賛を与えてほしいし、残念ながら受からなかった子供たちへのフォローもお願いしたいと思います。これは答弁は要りません。お願いであります。

次に、小中学校の水泳指導について質問します。

7月5日に高知市において、水泳授業中に小学校4年生が溺れて亡くなるという大変悲しく痛ましい事故が起こったことは、皆さんも御存じであると思います。南国市においても、同様の事故が起こることはないか大変心配しているところです。

そこで、南国市の小学校における水泳授業について、日頃から注意していることなどがあればお聞かせください。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 日頃から注意していることでございますけれども、体調管理面の把握、確認につきましては、全ての学校で授業の実施前、途中、終了時の健康チェックを行った上で実施しております。水深につきましては、幾つかの方法を併用する学校もございますが、大小のプールを学年に応じて使用する学校が5校、プール内に底上げ台等を設置し、水深を調節する学校は5校、また水を抜くなどして水深を調整する学校が9校となります。さらに、全ての学校で授業を行う教員のほかに監視者を配置しており、最大3名以上配置している学校は9校となっております。また、地域の支援員、サポーターにも協力をいただいている学校もございます。

授業については、全ての学校が複数名で授業を行っており、その手だてとして2クラス程度、

小規模3クラスなどの工夫をしながら授業をすることにより、指導者を増やしております。さらに、地域学校協働本部から、地域の指導者や、民間のスイミングスクールで指導をしている保護者、民間のプールで指導するインストラクターなどにも御協力をいただいている学校もございます。岡豊小学校希望が丘分校では、希望が丘学園の職員にも入っていただいております。泳ぎが苦手な児童への対応といたしましては、泳力に応じたグループ分け、グループごとの指導や、教員が目を見守る体制は全ての学校で意識確認して行われています。また、補助具等を活用しながら行っている学校もございます。緊急時の対応については、AEDがすぐに使用できるよう準備し、職員室へすぐ連絡が取れるよう通信機器等も持ち込んで行っております。

以上が、南国市14校の小学校が日頃から注意して指導を行っている取組等になっております。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） その中で、今回の高知市の事故を受けて、新たな対策を取ることがあれば教えてください。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） これまでも、授業者と監視者は区別して授業を行ってまいりましたが、事故を受けてからは、さらに監視者の役割と授業者の役割を明確にすることや、人数確認、体調管理を小まめに行うこと、泳力に応じたグループへの授業者を配置するなど、授業体制の再確認を重視しております。また、環境において、使用学年による水位の調整の見直し、担架等救急用具がすぐに使用できるように配備を実施しております。学校によっては、地域の方や保護者、管理職や養護教諭、支援員など様々な方への声かけを行い、監視者の増員をしております。さらに、今後は監視台の設置や、プールでの安全に関する教員研修の実施も計画しております。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） ぜひとも安全対策には十分気をつけて、子供たちの命を守ることに最善の注意を払っていただきたいと思います。

話は変わりますが、民間プールの利用について質問します。

南国市は、県内に先駆けて学校の授業に民間のプールを利用した取組を行っていますが、これから先どのような対応を取ろうとしているか、お答えください。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 令和5年度に長岡小学校の4年生、5年生、6年生が、学校の隣にある民間施設を利用した水泳の授業を行いました。授業実施後に行った

長岡小学校の教員への聞き取り調査で、室内プールなので、天候や気温、水温に関係なく快適な状態で授業ができ、児童の負担が減少した。施設の指導員から、泳ぎ方のポイントの指導や、泳ぎの苦手な子供への効果的な指導を受けることができた。教員のほかにも施設の監視員がいることで安心感があったなどの意見があり、長岡小学校は令和6年度も民間施設を利用した水泳の授業を実施しております。

また、ほかの小中学校において、長岡小学校と同様に、自校のプール以外の民間プールなどで授業を実施するに当たっては、授業時間の確保や移動手段について検証が必要でしたので、長岡小学校以外の学校でも民間施設を利用した水泳の授業を計画していましたが、令和6年度は施設側の都合で実施することができませんでした。

教育委員会事務局といたしましては、民間プールを使った水泳の授業は、児童にとっても教員にとってもメリットがあると考えておりますので、市内の学校に広げていけるよう、令和7年度は水泳の授業の時期の変更や、学校から離れた民間プールで水泳の授業を行う場合の課題の検証を行いたいと考えております。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 子供たちには、自分の命を守るためにも水泳指導の充実は必要なことだと思います。事故のおそれがあるから水泳の授業をやめるのではなく、事故が起らないよう、子供たちに泳力をつけていくことが必要ではないかと思えます。そのためにも、年間を通じて利用できる民間のプール利用を拡大していくことも一つではないかと思えますが、教育長はどのように考えておられますか。

○議長（岩松永治） 教育長。

○教育長（竹内信人） 民間のプールを活用して水泳の授業を行うということについては、大変メリットがあるように考えております。室内プールであるので、一定の環境の下で授業が行えることよりも、専門的な知識を持った方の指導を受けることができるというのが一番のメリットではないかというふうに思っております。中学校には、体育を専門とする教員が配置され、指導しておりますので、それが小学校におきましては、担任が教科指導を含めて水泳の指導も行わなければならないという状況にあります。有沢議員が言われましたように、事故が起らないよう子供たちに泳力をつけていくことが重要ではございますし、長岡小学校の児童が受けている専門的な指導を、今後市内の学校に広げていくというようなこともまた考えております。年間を通じて水泳の授業を行うには、学校の年間行事の見直しも必要ですし、授業時数には限りもあります。また、今まで行ってきた水泳記録会等の教育委員会の行事の検討も必要になっ

てくると思いますが、民間のプールの利用の拡大は今後ともまた進めていきたいというふう
に考えております。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 私もながおか温泉でよくプールをするんですが、そのとき長岡小学校
の生徒たちを教えている水泳の授業を見たことがあります。子供たちは、本当に生き生きとし
てるんですよ。やはり、専門家の指導員に指導をしていただくと子供たちも上達が早いと思
いますので、今後ともぜひ続けていってほしいと思います。よろしく願い申し上げます。

次に、学校再編について質問いたします。

香南中ブロックの大湊小学校は、急激な児童減少と、津波浸水地域であるという課題があり、
学校再編の動きも気になるところです。教育委員会は、これからの教育・保育の在り方検討委
員会の答申を受けて、昨年からの保護者の意見を聞く機会を設けて実施しているようですが、ど
んな意見が出ているか、構わない範囲で教えてください。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 大湊小学校の保護者の方々からは、令和6年
度に入って2回御意見を伺う機会を設けました。保護者の方々からは、御意見といたしまして
は、現在の大湊小学校には満足しているが、津波の心配もあるので、学校を残してほしい
気持ちもあるが、津波のことを考えると移転も視野に入れるべきか、また今は子供をこの学校
に通わせてよかったと思っているが、子供を津波の心配のある大湊小学校に通わすことにつ
いては、不安があるという気持ちも分かるといった御意見もあり、皆さんが再編問題につ
いて迷われているのが分かる状況でございました。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） その中で、子供たちからの意見を聞くことはありましたか。意見を聞
く機会があったなら、その中で出てきた意見を教えてください。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 7月17日に大湊小学校で、4年生、5年生、
6年生12名から意見を聞く機会がありました。その中で、児童からは、児童数が少ないこと
については、18人だからできることもある、少人数なので協力する気持ちが強くなり、仲よく
できるといった意見が、複式学級については、分からないことがあれば友達や先生が教えてく
れる、複式だからといって困ることはないといった、少人数であることを積極的に捉えた意見
が多く出されました。ほかの学校に通わなければならなくなったらどう思うかについて意見を出

してもらいますと、嫌、毎年クラス替えがある学校では毎年人間関係を築くのが大変、既に出
来上がっているグループに入っていくのは難しいのでは、大人数の中での学校生活には不安と
楽しみの両方があるといった人間関係の構築に不安を抱く意見がございました。

また、大湊小学校の4年生、5年生、6年生には、学校再編についてのアンケートに答えて
もらっています。統合してよくなると思うことについては、友達が増えて一緒に遊べる、保育
園のときの友達に会える、統合して心配なこと、困ることについては、いじめられるのではな
いか、毎年楽しみにしていた行事がなくなってしまうといった意見がありました。そのほかの
質問として、どうやって登校すればよいのか、学校を選べるのかという児童の意見もございま
した。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 大湊小の現状は、今の話を聞きますとおおむね満足しているように、
一般的に考えて小規模のデメリット、メリットを教えてください。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 小規模校のメリットでございますが、大湊小
学校の児童の声からも、授業の中で発表する機会が多い、行事でも出番が多く、たくさんの経
験を積むことができる、先生との距離が近いので相談しやすくなるというのがメリットである
と思います。また、デメリットといたしましては、人間関係が固定し、就学前から卒業まで人
間関係が同じまま固定化するということが挙げられます。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） メリットはメリットでいいのですが、デメリットについては、デメリ
ットを克服するための手だてを持っていると思うのですが、これまで取り組んできたことはど
のようなことがありますか。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 小規模校のデメリットの克服といたしまして
は、白木谷小学校、奈路小学校で行っております特認校制度で、新たな生徒を募集して、人間
関係の固定化を防ぐというようなことがあるかと思えます。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 大湊小学校は今年の新入生がゼロと聞いていますが、大変寂しく感じ
ました。しかし、保護者や子供たちの満足度は高く、また学校がその地域からなくなると、地
域はますます寂れていくことは間違いありません。そういった意味において、学校再編につい

ては十分な議論が必要になってくると思います。十分検討はされましたか。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 議員が言われましたように、地域から学校がなくなると地域は寂れていくことになろうかと思っておりますので、教育委員会といたしましては、児童数の減少だけをもって学校の廃止を検討する考えはございません。現在、大湊小学校の児童数は、2年生2名、3年生3名、4年生5名、5年生3名、6年生5名の合計18名となっております。令和6年度の新入生はおりませんでした、これが将来的に入学が見込めないのであれば、在校生の学習環境を考えていかなければならないと思っております。教育委員会といたしましては、児童の学習環境を第一に考えていかなければなりません、保護者や地域と十分に協議を行い、進めていく必要があると考えております。

○議長（岩松永治） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 教育長は、学校再編についてこれまでも考えを述べてきましたが、いま一度学校の再編についての思いを聞かせてください。

○議長（岩松永治） 教育長。

○教育長（竹内信人） 学校再編についての御質問にお答えをいたします。

私は以前も申し上げてきましたが、学校は地域コミュニティーの核的存在として重要なものであるというふうに考えております。学校がなくなるということによって地域の衰退につながることも考えられますので、慎重に対応していかなければならないというふうに思っております。特に、小学生にとっては、小学生の発達段階から考えても、家族や地域といった身近な人間関係の中で生活しているので、学校が家庭の延長の身近な地域にあるということは、子供たちの人間形成にとっても意義があるものであるというふうに思っております。

また、近年学校教育における学習方法、また学習手段も個別最適な学びに取り組んでおりまして、少人数化、個別化の学習形態を国全体でも推し進めている現状から、少人数であるということはメリットでもあるというふうに考えております。そういうことを考えますと、拙速な再編は避けるべきではないかという思いもあります。しかしながら、集団で行うダイナミックな教育活動や学校行事ができないなど、学校運営そのものに支障を来すことになれば、学校としての機能が果たされにくくなりますので、そういう視点では再編も視野に入れなくてはならないというふうに感じております。7月に、大湊小学校の児童たちから直接意見を聞きましたが、そのときの児童の声で、現状の18名の中での教育活動には満足しているという答えがありましたが、次にこれが半数、9名になればどうかと問いましたら、そうなればいろんなことが

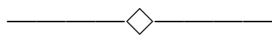
できなくなるのではないかという不安も口にしておりました。

いずれにいたしましても、子供たちにとってよりよい学びの場の在り方がどうあるべきかということを中心に考え、当事者である子供や保護者、地域の方々の御意見を聞きながら検討を重ねてまいりたいというふうに思っております。

○議長（岩松永治） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午前11時58分 休憩



午後1時 再開

○副議長（西本良平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。17番有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） それでは、最後の通告になりますけれども、緩やかなスタート事業について質問いたします。

本年度小中学校は、1学期のスタートである始業式、入学式を、これまでより3日間遅らせて4月10日としました。試行してみたの反応はいかがでしたか。実施に至った経緯と、実際に行っての反応についてお聞かせください。

○副議長（西本良平） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 入学や進級したばかりで、児童生徒を取り巻く環境が変化したことにより、不安を抱えている子供たちに向き合い、寄り添う時間を確保することや、異動してきた教職員、新規に採用された教職員等が余裕を持って児童生徒と関わる事ができるよう、新しい学校や担任業務の準備期間を十分に確保するなどのため、1学期のスタートである始業式、入学式を、これまでより3日間遅らせて4月10日としました。教職員からは、小学校1年生の担任は、就学前施設から送られてきた要録に、通常学級の担任は個別の指導計画に、特別支援学級の担任は個別の支援計画に、それぞれ時間的余裕を持って目を通すことができた。不登校ぎみの児童生徒や、特別な対応が必要な児童生徒に対して、本人や保護者への対応が丁寧でできたといった意見が出ておりました。

また、具体的な取組の事例といたしましては、香長中学校区の小学校4校の6年生担任が、中学校の新1年生の担任教諭と一緒にあって、児童の様子を共有しながら学級編制を行うなど、例年以上にスムーズなスタートができたと聞いております。そのほか、県外からの新任者が配置された学校長からは、引っ越しや行政機関での手続を済ませるなど、生活基盤を確立させつ

つ、新学期に向けた準備もできていたとの報告もあっております。保護者からは、学校の理由は理解できるが、親は通常勤務であり、自宅で子供だけの時間が増えるため、子供の世話や預け先に困ったという意見や、児童からは早く友達に会いたかったという御意見はいただきましたが、全体を見ると肯定的な御意見が多かったように捉えております。

○副議長（西本良平） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 2年間の試行期間を置くということであったと思いますが、今後正式な実施に向けてどんな手順で進めていくか、答弁をお願いします。

○副議長（西本良平） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 令和6年度と同様に、令和7年度の状況についても検証を行いまして、正式に1学期のスタートを4月10日とすることになれば、南国市学校運営規則を改正することとなります。

○副議長（西本良平） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 施行2年目の来年度は、今年度と同様の実施になるか、お聞かせください。

○副議長（西本良平） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 来年度につきましては、今年度同様、1学期のスタートである始業式、入学式を4月10日といたします。なお、2学期のスタートにつきましては、今年度は8月29日からでしたが、来年度は9月1日を基準として、各学校の状況により前倒ししても可能ということにしております。また、学期始めを半日授業とする緩やかなスタートにつきましては、各校の状況に合わせて日数を決めることができるようにしております。

○副議長（西本良平） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 南国市における教職員の働き方改革は、これまでの議会での教育長答弁にもあったように、いろいろな手だてを取ってきたと思いますが、今後の方向性、多忙化解消に向けての取組について教育長の答弁を求めます。

○副議長（西本良平） 教育長。

○教育長（竹内信人） 有沢議員にも言うていただきましたが、これまで本市におきましては、県内に先駆けていろいろな取組を行ってまいりました。しかし、1つの事業を実施したからといって、そのことが多忙化解消に直接的に効果をもたらしたということは思ってはおりません。むしろ、より多角的な事業を取り入れることによりまして、複合的な解決を望んでいくしかないのではというふうに思っております。まずは、この2年間で試行しております緩やかなスタ

一ト事業を検証し、正式な実施を行うことと、それから現在進めていることといたしましては、年間授業時数の見直しや、1単位時間の見直し、またさらなる学校行事の精選など、そして何よりこういった取組を下支えする管理職の意識改革を進めるための研修や、先進校または先進地視察を来年度は行う予定としております。

学校現場は、決して現状に満足しているわけではありませんが、変化を嫌う風潮と、変化をさせにくい体制があります。しかし、今取り組んでいくことが子供たちにとっても有益なことにつながるのであれば、思い切った改革が必要と考えておりますので、皆様方の御理解も得ながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○副議長（西本良平） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 教職員の多忙化の解消について、国のほうでも改革は進められていると思いますが、私は前々から言っているように、教職員の職務のさび分けをしっかりと行う中で、公でしなければならないことは公で、民間でもできることは民間でするべきではないかと思えます。先ほども出てきた民間プールの使用や水泳指導等もそうですが、PFIやPPPの活用を教育の場でもぜひとも進めていただきたいと思えます。そのことにより、先生方や子供たちにもゆとりが生まれ、教育効果が上がることを望まれると思えます。最後に、市長の考えをお聞きします。

○副議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） 議員が言われましたように、公でなければならないことは公でなければなりません、民間でもできることは民間で行うということも必要であると考えております。公益事業におきますPFI、PPPの活用は全国的に広がりを見せておりまして、教育施設への活用などの先進事例も公表されておるところでございます。これまで、市としましても学習会を開くなど研究を進めてきたところですが、今後も教育のどの場面での活用が効果的、効率的かを見定めながら、PFI、PPPの活用を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（西本良平） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） どうもありがとうございました。

これで私の質問は終わります。市長、ありがとうございました。

○副議長（西本良平） 6番山本康博議員。

〔6番 山本康博議員発言席〕

○6番（山本康博） 議席番号6番、参政党の山本康博です。本日はどうぞよろしくお願

たします。

本日、お尋ねする項目は4点となります。

まず、第1点目の秋から始まるワクチン接種についてお尋ねいたします。

これまで、幾度かコロナワクチンについてお尋ねしてきました。そして、前代未聞の膨大な死者を出し、桁違いの副反応被害を出しているコロナワクチン政策に、私は早く気づいてもらいたいと切に願っています。ワクチンを打つなと言っているわけではありませんが、しっかりベネフィットとリスク情報を見て判断しなければならないと強く思っています。

6月議会の私の一般質問で、厚労省が出している様々な副反応情報を藤宗保健福祉センター長から紹介いただきました。恐ろしい数字の報告を受け、国はこの人々に寄り添っているのか、今後このような被害を出さない対策をしてくれるのかという疑問を強くしたところです。6月の件数の報告から3か月がたちましたが、現時点での予防接種被害者救済制度の件数と、医療機関からの副反応疑いの報告件数を教えてください。どの程度増えているかも教えていただきたいと思います。

○副議長（西本良平） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長兼子ども家庭センター所長（藤宗 歩） 予防接種健康被害救済状況として、8月19日現在、累計進達受理件数1万1,755件、未審査1,621件、認定7,937件、否認2,182件、保留15件、死亡の累計進達受理件数1,461件、未審査358件、認定773件、否認327件、保留3件、医療機関から報告として、2024年4月21日報告分、死亡者2,204人、副反応報告者数3万7,091人、重篤者数9,014人となっています。累計進達受理件数は405件、認定件数は452件の増加、死亡は進達受理件数78件、認定件数は155件の増加となっています。

○副議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。僅か3か月でも、またかなり増えている状況が把握できました。

これまで、市民に予防接種被害者救済制度などの救済措置をお知らせすることや、ワクチンには健康被害を被ることになるというリスクについてもお知らせし、その上で自己責任においてワクチンを打つように市民に伝えることは大事だという点で活動してくださっていると思います。せっかくなので、これまでのベネフィットとリスクを伝える活動と、その評価をお聞きしたいと思います。市民にどの程度伝わったのかなど、できれば客観的な評価数値を示してください。

○副議長（西本良平） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長兼こども家庭センター所長（藤宗 歩） コロナワクチン接種後の副反応や、まれに起こる心筋炎や心膜炎を疑う報告があることにつきましては、送付した接種券の添付文書で説明をさせていただいています。ワクチン接種は、あくまでも強制ではなく、感染予防の効果とリスクの双方を理解していただいた上で、御本人の意思で接種していただいております。市民にどの程度伝わったのかということにつきましては、アンケート等を取っていないため、客観的な評価数値を提示することはできません。

○副議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。

お手元に配付しました参考資料1のグラフも参考にさせていただきたいと思います。

南国市ではホームページを作成して、行政事務のお知らせや市民サービスのお知らせをしています。以前の一般質問で、この改善をして、予防接種健康被害者救済制度を広く伝えるようにお願いしたところでございます。8月28日現在の南国市のホームページを見る限り、予防接種健康被害者救済制度の掲載情報にたどり着くまでには、なかなか大変な状態であることが分かりました。ただし、キーワード検索で検索をすると一発で表示しますが、その使い方が分かるかという疑問が残ります。

そこで、この件についてウェブアンケートで聞いてみました。その結果は、配付資料2のとおりです。よく知っているがゼロ件で、全く知らないと、あまり知らないが88%でした。私の入っているLINEグループからの調査でしたので、ある程度知っている方向の統計になるのかなと考えていたのですが、私もこの結果に驚いています。ほとんどの予防接種救済制度は、ホームページから伝わっていないということになります。まだまだ相当な努力が必要ではないでしょうか。保健福祉センター長の御意見と今後の対策をお聞かせください。

○副議長（西本良平） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長兼こども家庭センター所長（藤宗 歩） 南国市ホームページでは、現在新型コロナワクチン接種のバナーを押下すると、ワクチン接種に関する各種情報のページに遷移し、上から3つ目に予防接種健康被害救済制度についてのメニューが掲載されます。予防接種健康被害救済制度の掲載情報のリンクにたどり着くのが難しいということですが、情報政策課とも協議をいたしました。現状ではこれが精いっぱいであるということなので御容赦ください。LINEにつきましては、新型コロナウイルス関連のバナーから、新型コロナメニューに遷移し、上から2番目に掲載されるように対応しています。

○副議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。

今回は、ワクチンで健康被害を被った方々に、なるべく早くそれにたどり着けるようにということなので、一般のものとは違い、もう少しそのあたりを工夫していただきたいなというふうに思います。企業努力からいえば、改善の余地はまだまだあるという評価になると思います。人の健康にかかっている問題なので、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、やっとなんて言ったらいいかと思いますが、NHK福岡局が今年8月23日にコロナワクチンの被害についての番組を放送しました。参考資料2のQRコードから確認できますので、確認してみてください。そして、8月28日には、NHK全国放送の「あさイチ」で、コロナワクチンによる予防接種健康被害救済制度について、詳しく被害者の事例を数例挙げて、1時間にもわたって紹介しました。その番組の中で、国が健康被害を認定した人が7,899件、ワクチンによる死亡と認定した数が762件であることを伝えました。また、ワクチン接種後に体調が悪化した方の事例を紹介したのですが、学生だった健康な男性がワクチンで学校にも行けなくなったこと、病院に行っても診断名がなかなか出ないことなど、不安の日々が続いていたことを紹介していました。また、ワクチン被害の患者の会という組織に入っている人たちでも、6割の方が申請をしていないということを紹介していました。ワクチンと関係があることを知っていながら、その組織のサポートがあるにもかかわらず申請ができていない、隠れ被害者が大変多いことに私は驚きを隠せませんでした。

また、兵庫県宝塚市の診療所の医師の対応についても紹介していました。

ワクチン接種後に生活が一変し、学校に行けなくなったり、職場でも配置転換を余儀なくされた方たちに対して誠実に診察をしておられました。その医師は、研究論文などを調査し、コロナワクチンであるmRNAコロナワクチンを接種するときに、ビタミンDが不足、または欠乏している場合副反応が出やすいことがあることを突き止めたというのです。そして、患者さんにビタミンDのサプリを利用してもらっているということでした。それによって症状が改善したという事例も紹介していました。ここに来て、やっとなんて一部のNHKが報道し始めた程度です。以前、NHKはコロナワクチンで亡くなった方を取材して、実際の放送ではそれを捏造し、コロナで亡くなったと報道したのです。放送倫理委員会からも指摘された悪質な行為として、NHKは謝罪をしました。参考資料3のQRコードから確認できるようにしてあります。

しかし、なぜこれまでまるで箝口令が発令されているかのように、ワクチン被害者の情報が全く出てこなかったのでしょうか。これは、何かの力によってそうしているのではないかと、ネット民たちは当然のように言っていました。その原因がついに明らかになりました。フェイ

スブックやインスタグラムのMeta社のCEOのザッカーバーグ氏は、議会下院司法委員長ジム・ジョーダン氏への公式の書簡の中で、バイデン、ハリス政権から検閲するように繰り返し圧力をかけられたと、その公式文書で認めたのです。あの巨大企業で、全世界に29億人のユーザを抱えるMeta社が、公式に言論弾圧があったと認めたのです。これは、憲法違反になる事例です。

日本でも、憲法第21条で、言論、出版その他の表現の自由として保障されています。当然、アメリカでは、合衆国憲法修正第1条にその権利はしっかりと規定されています。憲法とは、権力者の暴走を止め、一般国民を守るためにあるにもかかわらず、憲法に抵触する行為が白日の下にさらされました。ザッカーバーグ氏は、政府の圧力は間違ってると思うし、私たちが声を上げなかったことを後悔している。同じことが再び起きたら、反撃の準備があると言っています。

最近、次のニュースが入ってきました。テレ東BIZが、今年8月19日のニュースの中で次のように報道しました。国がワクチン接種を強く呼びかける一方、副反応や後遺症についてほとんど発表しなかったため、接種をするための判断材料が十分に与えられなかったと主張して、国に9,100万円余りの損害賠償を求めた裁判が起こされたというのです。参考資料4のQRコードから見られます。先ほどの件でも同様に、国民にベネフィットとリスクの両方の情報をしっかり伝えなければならないことは当たり前のことです。

先週金曜日に「レターパック裁判～勇者の証～」という映画を鑑賞しました。その中で、新型コロナウイルスとワクチン問題について、全国47都道府県で、一般市民が弁護士をつけずにレターパックで一斉提訴した実話を映画化したものです。この映画の中でも言われていることで、気になったことがありました。それは、首長と議会が持ってしまったリスクという部分です。それは次のようなことです。

この映画は、新型コロナウイルス感染症対策の責任の所在を法律的に解き明かす内容でした。要約すると、国が定めた感染症法、予防接種法を理解しないまま、各自治体が行ってきたワクチン接種勧奨を含めた新型コロナウイルス感染症対策の全てが違法行為であり、地方分権一括法に鑑みて、その責任は地方自治体にあるという内容でした。私は、このワクチンの問題を提起してまいりましたが、その私が地方自治体の議員として責任を問われる立場であることを知りました。

さらには、10月から始まる定期接種によるコロナワクチンでは、これまでに承認された緊急時の特例承認ではないため、その有効性と安全性の国内での治験データが必要であるわけです。

が、いまだデータが不足している状況の人類初のレプリコンワクチンの接種勧奨を我々議会が予算をもって承認するその責任、さらには予防接種法第7条による市町村長または都道府県知事は、定期の予防接種等を行うに当たって、厚生労働省で定める方法により健康状態を調べ、当該定期の予防接種等を受けることが適当でない者は、その者に対して当該定期の予防接種等を行ってはならないとの法において、ワクチンによる死亡者や副反応が著しい現在、今後の定期予防接種は、我々地方自治体の首長、議会、議員の責任がこれまでないほど大きな問題になるのではと大変危惧します。このことを我々は知らずして進めようとしていることに、大きな警鐘を鳴らしている映画でした。我々地方自治体は、感染症法第3条、4条にもあるとおり、感染症についての正しい知識を学び、深め、市民の命と健康を守る責任と義務があると痛感させられた映画でした。ぜひ、皆さんにもこの映画を見ていただきたいところです。

さて、このように非常に残念なワクチン政策が行われていますが、さらに犠牲者、被害者を増やさないためにも、ベネフィットとリスクを同程度告知していかなければ、隠蔽したということと訴訟にもつながることがあることを受けて、南国市としてもしっかりと対策を取る必要があると思います。過去半年間の間に、リスクを伝える活動の内容がどのように強化したのか、広告媒体で告知の活動もどのようにしてきたのか、予算規模などについて教えてください。

○副議長（西本良平） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長兼子ども家庭センター所長（藤宗 歩） 山本議員の御指摘を受け、今年の2月28日付で、予防接種健康被害救済制度についてというタイトルで、市のホームページに予防接種の副反応による健康被害の救済制度についてのお知らせを掲載いたしました。また、3月には、LINEへ予防接種健康被害救済制度のリンクを張り、広報5月号にも記事とホームページへのQRコードを記載しています。広告媒体等への保健福祉センターの予算は使用していません。

○副議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 対策をしていただいていることには感謝しますが、いま一步強化してもらいたいと思います。市民と南国市を守るために、健康で世代がつながるように、ぜひとも引き続きもう一步、あるいは二歩進んだ取組、または予算措置を講じて、被害を被った人たちに対して寄り添う、そのような活動をしていただきたいとお願いしておきます。

さて、私は8月から公民館をお借りして議会報告会を実施してきました。その中には、ワクチン接種後に带状疱疹を発現し、治療した方のお話を伺いました。皮膚は普通の状態に戻っているのですが、いまだに深部での痛みがあると言っておられました。その方も、リスク情報を

もっと早く知っていたらと残念がっていました。市民の健康を守る市として、そのような方々を探し出し、手を差し伸べなければなりません。

また、今の体調不良がワクチン後遺症と関連づけて理解できていない方々も大勢います。病院の検査結果では、どこも悪くないと言われたり、気のせいと言われる方もいると聞いています。健康でない体を抱えている、そのような方々に少しでも早く自分の病気は何なのか、どのようにすれば回復するのかなど、道筋が見えることは安心をもたらし、治療に光を見いだすことができることは本当に重要なことです。保健福祉センターでは、健康増進計画をつくっておられます。予算も取り、対策の実効性を積み上げてきているはずですが。このときにこそ、これらの経験と知識を総動員して、ワクチン後遺症の方々へ手を差し伸べることが大切だと考えます。また、そのため早急に具体的な計画をつくる必要があると考えます。この点についてどのような御見解、御計画をお持ちなんでしょうか。

○副議長（西本良平） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長兼子ども家庭センター所長（藤宗 歩） 第3期健康増進計画である「第3期健康なんこく21健康きらり」は、計画期間が令和3年度から7年度の5か年計画となっており、今年度中にアンケート調査を実施し、来年度中に次期計画を策定する予定となっていますので、ワクチン後遺症や予防接種健康被害救済制度のことにつきましても記載をするように検討いたします。

○副議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 大変心強い答弁ありがとうございます。ぜひとも、今困っている方々を救っていただきたいというふうに思います。ワクチン後遺症の方々から、病院で診てもらえない、診断がつかないなどの問題が出ています。医師もこれまで見たことのない症状であり、検査しても悪い数値が出ないなどで困惑しているという情報も伝わってきています。しかし、高知有志医師の会や、mRNAワクチン中止を求める国民連合の医師の方々に聞いてみると、様々なネットワークを持って活動しておられ、上記の問題解決の糸口が見えるかもしれません。市として、ワクチン被害者の方々に対応できる医療機関の情報を持っているのか、各医療機関との調整は取れているのかなど、これまでのワクチン後遺症の方々に対して、医療機関が支援するためにどのような行動を取ってきているのかを教えてください。

○副議長（西本良平） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長兼子ども家庭センター所長（藤宗 歩） 健康被害に遭われた方から相談があった場合、受診された医療機関と連絡を取って調整し、申請書類に必要な診療録等を

円滑に提出できるようサポートしています。また、南国市健康被害調査委員会の委員の方は、専門医師2名、土佐長岡郡医師会2名、中央東福祉保健所保健監1名からなっており、ワクチンの副反応や後遺症について、委員会の審議以外にも、必要に応じてその都度医学的見地から助言をいただいております。

○副議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。

ぜひ、積極的にその先生方とも連携しながら、対応をお願いしたいと思います。あわせて、ほかの自治体では健康被害に対して様々な支援策を行ってきています。泉大津市においても、多くのワクチン被害者へのサポートプログラムを実施しています。ぜひ、参考に研究していただきたいとお願ひしておきます。

続きまして、この4年間の対策の結果などを、今後の政策のためにもちゃんと評価しておく必要があるのではないかと思います。客観的な数字を、保健衛生面、経済面、情報面、社会面からも評価しなければならないと考えます。市や県や国、世界の情報をも調査し、今後の対策のために記録を残す必要があると思います。市として、今後コロナ対策の評価をする予定があるのかなのか、お聞かせください。

○副議長（西本良平） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長兼子ども家庭センター所長（藤宗 歩） 市として押さえている接種率等の数字はございますが、コロナ対策の評価としては局所的なものであり、山本議員のおっしゃる大局的な評価は市としては難しいと考えています。

○副議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ぜひ、局所的な評価でもとにかく一応評価をし、次のステップに行く、これは常識だと思いますので、その点よろしくお願ひいたします。

さて、10月から始まる定期接種にコロナワクチンがあります。その種類が5種類あることを先日高知県の担当から聞きました。この5種類はどのようなものなのか教えてください。

○副議長（西本良平） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長兼子ども家庭センター所長（藤宗 歩） ファイザー社製mRNAワクチン、コミナティ筋注、コミナティRTU筋注、モデルナ社製mRNAワクチン、スパイクボックス筋注、武田薬品工業社製組換えたんぱくワクチン、ヌバキソビッド筋注、第一三共社製mRNAワクチン、ダイチロナ筋注、Meiji Seikaファルマ社製、次世代mRNAワクチン、レプリコン、コスタイベ筋注用の5種類となっています。

○副議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 私が入手した情報を紙でお渡ししました。言葉で少し分かりづらいと思いますので、表を御覧になってください。

mRNAによる被害が、医療機関からの情報等によると死者2,000人以上、副反応3万人以上となっていますし、人口統計から超過死亡が50万人以上も出ていますので、今後とも十分ベネフィットとリスク情報を提供していただき、市民の方が納得する形で自己判断して接種することが大事だと思いますが、今度はもっとリスクが高いと言われているワクチンで、自分の体の中でワクチンを増やすタイプ、レプリコンワクチンがそのリストに入っていました。このレプリコンワクチンは、またコストイベ筋注として発表されていますが、各界から大きな危険があるという情報が絶え間なく発信されています。体内に入ったレプリコンワクチンは増殖を続けるため、少量でよいとされています。問題は、その増殖を止めるブレーキがないと表明されている点です。このリストにもあるmRNAタイプのワクチン3種類でも、これまでスパイクたんぱくの増殖が想定以上に体内で作られていたため、健康被害になったと言われていたもので、それ以上の危険性があると考えられます。

一般社団法人日本看護倫理学会より、8月7日に緊急声明、新型コロナウイルス感染症予防接種に導入されるレプリコンワクチンへの懸念、自分と周りの人々のためにと題して声明が発表されました。参考資料6を御覧ください。その冒頭で、以下のように発表されています。

一般社団法人日本看護倫理学会は、次世代型mRNAワクチンとして世界で唯一日本のみで認可され、2020年10月1日から定期接種を開始するとされている自己増殖型mRNAワクチン、レプリコンワクチンの安全性及び倫理性に関する懸念を表明します。そして、昨年11月28日に世界に先駆けて日本で認可され、以来日本は世界で唯一の認可国となっています。認可されたレプリコンワクチンは、米国のアークトウルス・セラピューティクス社が開発し、ベトナムでの大規模な治験を経て、製造と販売を日本のMeiji Seikaファルマ社が行うものです。

レプリコンワクチンは、これまでmRNAワクチンの抗原産生機能に加え、自分自身を複製する機能があるため、少量の接種で長期間スパイクたんぱく質を産生しますと懸念を詳細に説明しています。

以下、懸念事項を抜粋して御紹介します。

1、レプリコンワクチンが、開発国や先進治験国で認可されていないという問題、2、シェディング、つまりワクチンを完成させる問題、3、将来の安全性に関する問題、4、インフォ

ームド・コンセントの問題、5、接種勧奨と同調圧力の問題を挙げています。各内容の詳細をぜひともお読みいただき、考えていただきたいと思います。

そして、結論として、一般社団法人日本看護倫理学会は、レプリコンワクチンの導入に関しては、さらなる研究と長期的な安全性データの収集が必要であり、十分なインフォームド・コンセントの確保と、接種に関する勧奨と同調圧力の排除が求められると考えます。我々は、安全かつ倫理的に適切なワクチンの開発と普及を強く支持するものでありますが、そのいずれも担保されていない現段階において、拙速にレプリコンワクチンを導入することには、深刻な懸念を表明しますと締めくくっています。私も、なぜこれほど拙速に事を進めるのかという疑問がありました。

次の記事から、これが目的だったのかと薄々考えています。ミクスOnlineに、岸田首相が「日本を創薬の地に」政府のコミット宣言と題した記事が掲載されていました。そのほかにも、薬事日報、日経バイオテク、薬読などのサイトで掲載されていました。

参考資料7を御覧ください。

その中には、1、試験実施体制整備、つまり人での実験が含まれているということです。2、外国の製薬企業やベンチャーキャピタルの支援、つまりこれは医療産業でもうける外国企業を支援するということです。3、創薬スタートアップ、創薬で補助金をつけることなどを約束しているという内容になっているようです。レプリコンワクチンを世界で唯一、それも今度のコロナ株JN.1では、人での実験はされていないため、実質日本人で生体実験を行うこととなります。そもそも実験であることを言わずに行うのですから、医療倫理からいってアウトであることをしようとしています。

通常、ワクチンをリリースする場合、これまで10年程度の歳月が必要でした。そのルールをほごにして、1年で、またこれからレプリコンワクチンは人での確認をしないまま定期接種するのです。人での実験もせずに、健康な数千万人の人に接種をすることなど、生命倫理、医療倫理からいっても許されることではないと思います。医療倫理が悪徳ビジネス論理に駆逐され、破壊されているかのように感じます。本当に本当に、残念に思います。

ある人が言いました。3回目の爆弾が投下されたことと等しいと。その理由は、広島原爆で14万人、長崎原爆で7万4,000人、東京大空襲で10万5,000人、沖縄戦で9万4,000人、合計41万3,000人の貴い命が奪われました。そして、今日の超過死亡数は、その合計をはるかに上回るものです。今や、戦争も医療も金もうけの手段になってしまっているかのように思います。目的は、もうけることができれば人の命に配慮しないという状況になっているように思えてな

りません。

さて、これらのことから、本来なら接種を控えるべきだと強く言いたいのですが、それも今はかありません。そこで、接種券を一方向的に送ることは控えて、希望者だけに送る形に変えるようにしていただきたいのですが、できますでしょうか。コロナワクチン、子宮頸がんワクチン、インフルエンザワクチンなどにおいて、希望された方々に送付する、そういうパターンにしてもらいたいのです。ワクチンを希望する全ての方々に、その危険性をしっかりと知っていただいた上で、接種をするかどうかは個人の判断にするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（西本良平） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長兼こども家庭センター所長（藤宗 歩） この秋から始まる新型コロナワクチン接種は定期接種ではありますが、インフルエンザと同じくB類疾病のため、接種の努力義務は課せられておらず、自分の意思で接種していただくため、市からの接種券、案内の送付は行いません。子宮頸がんワクチンは、本人または保護者に接種の努力義務があるA類疾病のため、対象の方には予診票を送付させていただきます。

○副議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 市民の健康を守るためには、しっかりとした情報を提供することは役所としては必要なことです。今後、mRNAワクチンやレプリコンワクチンなど、将来にわたってどうなるのか検証できていないワクチンを進めることは、人の健康、ひいては命を奪う行為となるかもしれません。亡くなった方やその御家族、副反応障害で生活が一変した方や、その御家族はもとより、ワクチン関連と関係ない方々に起こっているがんの急激な進行、心筋炎、アナフィラキシーなど多くの病気が誘発されていることを知っていただく必要があります。病院でも診断がつかないということも言われていますので、生活に不安と痛みで苦しんでいる方たちへ、手を差し伸べて助ける必要があると思います。ぜひとも、被害者に寄り添うこと、もうこれ以上被害者を出さないように、崖の上に柵を作ってくださいるようにお願いいたします。

最後に、市長から、被害を被った方たちにどのようにサポートしていくかについてのビジョンをお示しいただきたいと思います。

○副議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） それにつきましては、引き続き予防接種健康被害者救済制度の周知を図っていくとともに、被害に遭われた方に対しては親身となって相談に乗り、市として対応できる保健や社会福祉等の行政サービスを行ってまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。ぜひとも、今後とも周知徹底を図っていただきたいと思います。定期接種実施要領に、必要な事項を十分に周知することとされています。最後になりますが、何度もお願いしましたように、接種を受ける市民に十分周知して下さるよう重ねてお願いいたします。

1 問目の質問はこれで終わります。次の質問に移ります。

マイナ保険証への移行についての質問になります。

マイナ保険証について、一度市民課の山田課長にもお聞きし、勉強させていただきました。ありがとうございました。その上で、以下幾つかの疑問や問題点などについて質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

そもそも、マイナンバーを割り当てられ、マイナンバーカードを持ち、マイナポータルと接続登録し、マイナンバーに保険証をつなぐなどのプロセスを踏んで、マイナ保険証の運用ができると思います。今回は、マイナ保険証とマイナポータルの関係についても質問させていただきます。

まず、その前にマイナンバーカードの南国市の保有件数、保有率を教えてください。

○副議長（西本良平） 市民課長。

○市民課長（山田恭輔） 本市におけるマイナンバーカードの保有枚数は、本年8月末現在3万2,143枚、保有率は69.7%となっております。

○副議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。

では、南国市のマイナ保険証の登録完了者を教えてください。

○副議長（西本良平） 市民課長。

○市民課長（山田恭輔） 全市民のマイナ保険証の登録状況は確認ができません。協会けんぽ、共済、市町村国保などの各保険者が、それぞれの被保険者のマイナ保険証登録者数を確認することができるようになっております。南国市国保における登録者数は、本年6月現在4,892名となっております。

○副議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 南国市の国保においては、おおむね56%がマイナ保険証の登録が終わっているということになるようですね。

では次に、南国市におけるマイナ保険証の利用率を教えてください。

○副議長（西本良平） 市民課長。

○市民課長（山田恭輔） こちらも南国市国保における利用率となりますが、本年6月現在12.17%となっております。

○副議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 全国的にも、実際マイナ保険証の利用率は大変低いものとなっています。南国市も同じような状態だということが分かりました。

さて、マイナ保険証を作りたくない人は作らなくても大丈夫なのでしょうか。

○副議長（西本良平） 市民課長。

○市民課長（山田恭輔） マイナ保険証は、マイナンバーカードを取得し、保険証情報の利用登録を行うことで、保険証として使用できる状態にあるものでございます。マイナンバーカードを取得していても利用登録を行っていない方は、マイナ保険証として使用できません。また、国はマイナンバーカードの取得と同様に、マイナンバーカードの保険証利用登録につきましても任意としております。しかしながら、保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正により、市町村国保を含む全ての保険証の発行は本年12月1日に終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することが決定をしております。新規の保険証は12月2日以降交付しないと定められたため、各保険者において、現行のような保険証が新たに交付されることはありません。したがって、マイナンバーカードを持っていない方、もしくはマイナンバーカードを取得していても、保険証の利用登録を行っていない方などにつきましては、各自加入されている保険者が、マイナ保険証の代わりとなる資格確認書を発行することになります。

○副議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。

ここは大事なところだと思います。資格確認書という証明書が発行されるため、保険を利用することは可能だということですね。分かりました。

次に、マイナンバーカードを返納することは可能でしょうか。

○副議長（西本良平） 市民課長。

○市民課長（山田恭輔） マイナンバーカードの取得は任意であるため、返還することも可能でございます。市民課市民係の窓口でマイナンバーカードを御持参の上、個人番号カード返納届、電子証明書失効申請書の御記入をもって返還手続きを進めることとなります。

○副議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） マイナンバーカードを返納することもできるということで、安心しまし

た。

マイナ保険証を作成するための案内文書を発送しますでしょうか。発送する場合、いつ発送しますでしょうか。

○副議長（西本良平） 市民課長。

○市民課長（山田恭輔） マイナンバーカードの保険証利用登録につきましては、各保険者で被保険者に対して勧奨等を行っております。保険証の利用登録は任意となるため、南国市国保におきましては作成依頼等はお送りしておりませんが、本年7月の保険証一斉発送の際には、厚生労働省の作成した保険証の利用登録方法や、使うメリットを記載いたしましたチラシ、今年12月2日から現行の保険証は発行されなくなりますというチラシを送付しております。

○副議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） マイナ保険証を持たないことも可能なわけですから、案内を送るときに、その選択肢があるということをしっかり分かる資料も添付していただきたいと思いますが、そのような対応はどのようなのでしょうか。

○副議長（西本良平） 市民課長。

○市民課長（山田恭輔） 先ほどお答えいたしましたとおり、本年の保険証一斉発送の際には、マイナ保険証を保有していない方には、発行済みの保険証の有効期限が切れる前に、申請することなく資格確認書が交付され、引き続き医療を受けることができるということを記載したチラシを同封しております。また、広報への掲載や、新規加入者並びに窓口来庁者に対しまして、マイナンバーカードやマイナ保険証の制度説明や利便性について理解していただくように対応をしております。

○副議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） マイナンバーカードを返納する場合、どこの窓口に行けばいいのでしょうか。

○副議長（西本良平） 市民課長。

○市民課長（山田恭輔） マイナンバーカードの保険証利用登録の解除手続は、各保険者が窓口となり、マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請を御記入いただきます。現在、利用登録の解除の仕組みを国が整えている最中ですので、南国市国保におきましても、仕組みが整い次第、順次申請を受け付けてまいります。なお、マイナンバーカードの保険証利用登録解除を希望する場合は、詳しくは加入している各保険者までお問合せをお願いいたします。

○副議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） マイナ保険証を作らない、返納したい場合には保険証はどのような対応になるのでしょうか。

○副議長（西本良平） 市民課長。

○市民課長（山田恭輔） 繰り返しとなりますが、マイナンバーカードを持っていない方、もしくはマイナンバーカードを取得していても保険証の利用登録を行っていない方、また保険証の利用登録を解除した方及び電子証明書の更新を失念された方、マイナンバーカードを返納した方は、各自加入する保険者が、マイナ保険証の代わりとなる資格確認書を発行することになります。南国市国保におきましては、現在発行している保険証に記載する有効期限まではその保険証を利用していただき、12月2日以降に有効期限が到来する方につきましては、マイナ保険証に代わるものとして資格確認書を交付いたします。

○副議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 私が心配していることのうちの次の2点、マイナポータルへの登録と解除という点と、マイナ保険証を預かる問題について質問していきます。

1点目からですが、マイナ保険証を使うようにするためには、マイナポータルへの登録が必要ということです。そのためには、スマホかパソコンが必要かと思います。それを持っていない方、使えない方はどのようになるのでしょうか。

○副議長（西本良平） 市民課長。

○市民課長（山田恭輔） マイナンバーカードの保険証利用登録方法は、御自身でお持ちのスマートフォンやパソコン上のマイナポータルサイトから行うことができるほか、セブン銀行のATMや、医療機関に設置する読み取り機、カードリーダーなどでも行うことができます。また、マイナポータルでの利用登録の設定につきましては、市民課窓口でもお手伝いしておりますので、御希望の方は予約をお願いしたいと思います。

○副議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 分かりました。ありがとうございます。

また、マイナ保険証を使っていたが、高齢になり介護となり、認知機能の低下などがあり、前の保険証に戻りたい場合は無条件で戻すことは可能なのでしょうか。そのときに、マイナポータルの切断を先にするなど間違っはいけない手順があるかと思いますが、そのことを教えてください。

○副議長（西本良平） 市民課長。

○市民課長（山田恭輔） 全ての健康保険証の発行は本年12月1日に終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行することが決定しております。12月2日以降は保険証の発行はされなくなるため、現行の保険証に戻ることはできません。要介護等の要配慮者の方で、支援者による支援を受けて受診をされている方は、マイナ保険証の利用登録を行っている方であっても申請により資格確認書を交付し、その後の更新時には申請によらず交付されるようになります。もしくは、マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請をしていただくことで、資格確認書を交付いたします。保険証の利用登録解除の手順につきましては、各保険者が窓口となりますので、南国市国保の被保険者の方は市民課国保係までお問合せをお願いいたします。

○副議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） マイナ保険証の利用登録をしたとしても、申請することや健康保険証の利用登録の解除の申請を行うことで、保険証と同等の資格確認書を受け取れ、それが自動更新されるということによろしいですね。

○副議長（西本良平） 市民課長。

○市民課長（山田恭輔） はい。繰り返しとなりますけれども、現時点では要介護者等の要配慮者で、支援者による支援を受けてマイナ保険証で受診してるとして、資格確認書の申請をする方及び保険証の利用登録解除の申請を行う方は、資格確認書の有効期限到来時に、申請の必要なく交付されるとされております。しかしながら、将来にわたりこの運用が適用されるかは、まだ国の方針が示されていないところでございます。

○副議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 懸念の2つ目のマイナ保険証を預かる問題点についての質問に移りたいと思います。

まず、国税局のホームページから引用します。特定個人情報とは、社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、保管し続けることができます。また、マイナンバーを取り扱う担当者を明確にして、担当者以外はマイナンバーを取り扱わないようにする。そして、特定個人情報が記載された書類を施錠可能な棚に保管する。マイナンバーを取り扱う担当者以外の人は、情報にアクセスできない措置を講じるなどが求められています。これを踏まえると、認知障害が進んだりした段階で、介護施設など第三者にマイナ保険証を預けておくようなことは可能でしょうか。もし、できないというのであれば、保険をどのように利用できるのかも併せてお聞かせください。

○副議長（西本良平） 市民課長。

○市民課長（山田恭輔） まず、保険証の管理につきましては、本人の管理が基本となっておりますけれども、入所契約や預かり証等の合意に基づき、施設側で入所者のカードを管理することは可能とされております。施設側でお預かりができない場合、例えば認知障害等でマイナ保険証を本人が管理できず、また利用して受診もできない場合は、資格確認書の交付申請をしていただくか、またはマイナンバーカードの保険証利用登録の解除を行うことで資格確認書が交付されますので、従来と変わらず医療保険を御利用いただくことができます。この手続は、郵送や代理人でも行うことが可能でございます。

○副議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 答弁をお聞きしていると、結局資格確認書でよくないかと思うようになってきます。

ちなみに、マイナンバー流出事件がありました。「500万人のマイナンバー「中国流出」の口止めに支払われた2億5,000万円の血税」というタイトルで、週刊現代で報じています。その文面では、マイナンバーや年収情報も含む日本人の個人情報に中国のネット上に流出、日本年金機構は今も流出を否定する。だが、今回身を潜めていた当事者の元社長が全てを語ったという内容でした。何とずさんな管理をしているのか。流出した個人情報は使いたくないという気持ちに私はなります。こうした問題、マイナンバーカードやマイナ保険証で発生する問題の責任は誰が取るのか、教えてください。

○副議長（西本良平） 市民課長。

○市民課長（山田恭輔） マイナンバーカードの情報管理に当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法で、個人番号利用事務等実施者等の責任として第12条に定められております。個人番号の取扱いにつきましても、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイルを提供したときや、知り得た個人番号を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、また盗用したとき等は罰則規定が定められております。情報漏えいに関しましては、情報の取扱いを怠った者、盗用を行った者の責任となります。

また、マイナポータルの利用に当たっては、デジタル庁が運営するマイナポータルの利用規約18、免責事項には、マイナポータル利用に当たり、利用者本人または第三者が被った被害について、デジタル庁の責任や免責に関する記載がございます。

○副議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） マイナポータルの利用規約18、免責事項には、デジタル庁の故意または

過失によるものは責任を負うとなっています。システム不良、使用不良などどうなるのかなど、詳細が不明な条文となっています。これでは、責任回避ができるのだろうと思われてなりません。

以前、東京弁護士会が主催し、全国保険医団体連合会副会長橋本雅弘医師が登壇した市民集会をユーチューブで学んだものを、山田課長にも御無理を言って御覧いただきました。ありがとうございました。その集会を聞くだけでも、マイナカードやマイナ保険証などには様々な問題があるということは分かったところです。山田課長の御意見をお聞かせいただきたいと思えます。

○副議長（西本良平） 市民課長。

○市民課長（山田恭輔） ユーチューブを視聴することにより、専門的な立場からのマイナ保険証に関する様々な疑問や御意見を聞くことができました。山本議員には、このような機会を与えていただきましたことを感謝申し上げます。

集会の中で指摘されておりましたマイナ保険証への移行におけるトラブルや懸念につきましては、現に認識するところでございます。国のDX政策に関しましては、市といたしましても国の政策方針に追従するものでございますが、市民集会の閉会挨拶で述べられていましたとおり、もう少し緩やかな制度設計であればと感じるところではございます。

しかしながら、基礎自治体である市といたしましては、既に歩み始めた新たな仕組みにおいて、そのはざまにおいでになる方々に対しまして、より一層寄り添い、サポートしてまいりたいと考えております。

○副議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございました。

システムの連携、これは結構難しい話でして、システムをやっていた私としてもなかなかハードルが高いことをやってるなと実感してるところです。しかしながら、もう進んでいるわけですから、いかにそれをうまく克服していくのか、これは大事なことになると感じております。今後ともよろしく願いいたします。

では続きまして、3番目のものづくりサポートセンターのことについてお尋ねいたします。

ものづくりサポートセンターの駐車場問題について6月議会では質問させていただきましたが、先般のものづくりサポートセンターの指定管理者の更新のことについて説明会がありました。同僚議員からも質問があった事柄に対して、私も疑問に感じたところを質問させていただきます。

その説明の中で、売上見込みなどの資料が提示されました。その見込み売上額が、現実できそうもない目標数値であるように思いました。私は、この委託内容や期待する内容がこのままではよくないのではないかと感じたところです。

そこで、条例第6条を確認したいのですが、指定管理者が行う業務の範囲を定めています。5項目ありますが、それを教えてください。

○副議長（西本良平） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 南国市ものづくりサポートセンターの設置及び管理に関する条例第6条各号につきましては、第1号、ものづくりセンター等の施設及び設備の維持管理に関する業務、第2号、ものづくりセンター等に係る使用の許可に関する業務、第3号、利用料金の収受、減免及び還付に関する業務、第4号、第4条各号に掲げる事業の企画及び運営に関する業務、第5号、前各号に掲げるもののほか、ものづくりセンター等の維持管理及び運営に関する事務のうち、設置目的を達成するために市長が必要があると認める業務でございます。以上でございます。

○副議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。この第4条なんですが、これは少し考え直したほうがいいように私は考えてます。

では、現在指定管理者は海洋堂高知様になっていますが、これまでの指定管理者への業務委託料を年額で教えてください。

○副議長（西本良平） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 令和2年度から令和6年度までの株式会社海洋堂高知の指定管理料につきましては、令和2年度が2,141万4,060円、令和3年度が2,618万3,750円、令和4年度が2,618万3,750円、令和5年度は2,618万3,750円及び南国市指定管理者継続補助金307万円の合計2,925万3,750円、令和6年度は予算額になりますが、現在のところ2,618万4,000円でございます。以上でございます。

○副議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） そこで働いている人たちの業務は何人で管理を行っているのか、教えてください。

○副議長（西本良平） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 令和5年度末で、正社員が6名、パート社員のうちフルタイム勤務者が1名、フルタイムでない勤務者が3名となっております。以上でございます。

○副議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） 目的実現のために雇用している人数が少し多いのではないかというふう
に考えます。もちろん、外から見ているので、理解できる範囲は少ないことは承知しています。

それを知りたいと思い、半年前に海洋堂高知様の決算書をお願いしました。これは、会社法
第440条1項に、定時株主総会の終結後、速やかに決算公告を行うことになっているので、通
常公表する義務を会社は負っているのです、入手ができるので確認させていただいたんですが、
現時点でまだいただいております。これをいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○副議長（西本良平） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 株式会社海洋堂高知の決算書につきましては、株式会社海洋堂
高知に会社法第440条第1項について説明を行い、貸借対照表はお見せできるとのことです。
決算書一式をお渡しすることにつきましては、企業情報に係る内容もあるとのことで、検討し
てからになるとのことをございました。以上でございます。

○副議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。

決算書一式と言葉が出てきましたが、それは何を言っているのか少し分かりませんが、通常
様々な資料が添付されますが、公告においてはそれを求められていません。通常、貸借対照表
があれば十分であり、また損益計算書、同僚議員の質問にもそれらしき資料が出ておりました
ので、損益計算書まで出てくればもう少し分かるようになると思います。

私も、会社経営を通じてよく対外的に決算書の開示を求められてきました。多いのは、信用
調査会社からの開示要求です。取引相手は、会社の実態を把握するためにその資料が必要とな
るからです。クライアントが信用調査会社に依頼して、信用調査会社が会社に調査をしたいと
申し入れてきます。当然、赤字であろうが黒字であろうが、決算書を提出するのは常識です。
というか、見せないと怪しまれます。借入れを受ける場合でも、当然銀行に決算書を提示しま
す。もう一度言いますけれども、決算書を公示する、これは当たり前のことだということをも
う一度申し上げたいと思います。私なりに調査をしました。信用調査会社に確認したところ、
売上額は出てきますが、利益額は出てきませんでした。なぜ、指定管理業者として指定してい
る南国市に報告しないのか、私の過去の経験からは不思議としか思えません。ある意味、私は
市長を守る立場からいっても、この会社は信頼に値するのか疑問だと市長にアドバイスするこ
とでしょう。

さて、来年が指定管理者の更新の時期になっているわけです。さきにも述べましたが、その

ための議員への説明も不十分だと思いましたが、資料をいただくこともできていません。これでは、地方自治、二元代表制の仕組みの上、その機能を十分発揮できないわけです。資料を渡してもらえない提案をいただいた上で、5年間1億6,000万円の税金を投入するというのに、あまりにも議会に対して不十分だと思います。貸借対照表と損益計算書を過去の分まで頂けるのはいつでしょうか。もう一度それを教えてください。

○副議長（西本良平） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 貸借対照表及び損益計算書につきましては、株式会社海洋堂高知の了承を得てお渡ししたいと思います。以上でございます。

○副議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ぜひ、よろしくお願いします。

続きまして、通常企業は少なくとも1か月間で月次計算をします。必ず役員はそれに目を通し、評価し、方向を検討します。市はその決算書を頂いているのでしょうか。

○副議長（西本良平） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 市は、株式会社海洋堂高知の決算書をいただいております。以上でございます。

○副議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。安心しました。

また、募集期間の予定表を頂きました。これは、広報なんこくにいつ掲載しますか。

○副議長（西本良平） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 指定管理者の公募の告知につきましては、南国市のホームページへの掲載を予定しております。以上でございます。

○副議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） つまり、広報なんこくでは掲載しないということですね。それで、しっかり募集が可能なのでしょうか。この募集スケジュールには、約1か月間、30日で締め切ることになっています。また、このような募集広告は、高知県の指針で60日以上と定められていますが、それを守れない理由は何か教えてください。

○副議長（西本良平） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 募集期間につきましては、前回の公募方法を参考に、直近年度となる令和5年度の実績報告を踏まえての指定管理料の算出から、12月議会での指定の議決までを一連の期間としてスケジュールを検討した結果、募集期間を約一月としたものでござい

すが、御指摘を踏まえ、60日以上確保するようにしたいと思います。以上でございます。

○副議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。ぜひとも、十分な周知ができる期間、これは確保していただきたいというふうに思います。

次に、県の指定管理の指針と比較すると、6月議会で審議すべきだったというふうに私は考えました。もう一度言いますが、私の考えではこの施設の目的をしっかりと達成してもらいたい、こう思っています。その前提として、しっかりと実態がどうなっているのか、資料を議会に提示してもらえないと分かりませんし、健全な議論ができません。こんな状態で審議しろというのは、無謀ではないかというふうに思っています。

私は、行政はこれだけの税金を投入するのに評価もしなくて、どんどん進めることであっけにと取られています。もっと広く様々な業界人の御意見などを吸い上げて、運営の方法やノウハウを積み上げていく必要があったのだらうと思います。海洋堂高知様には大変御苦勞をかけているわけですから、海洋堂高知様にもしっかりとヒアリングを行う必要があると思います。通常の企業でも、評価をするのは当たり前のことです。ましてや、これまで大金をつぎ込んでおり、その上で無謀な売上目標を提示して、これでできますと言われても疑問が深まります。この施設の活用を本気で考えているのか疑わざるを得ません。せっかく、民間企業の能力やノウハウを活用できる指定管理者制度を使っているのですから、それを有機的に効果を出せるように運用する必要があると思います。

最後に、市長のお考えを伺いたいと思います。

○副議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） 株式会社海洋堂高知とのヒアリング等につきましては、毎月の定例会等を通じて状況確認、情報共有を図ってきておるものと思っておりますし、先日は海洋堂高知の社長をはじめとした方々と、指定管理の状況などについて意見交換を行ったところでございます。しかしながら、ものづくりサポートセンターの目的の一つである物づくり人材の育成という面におきまして、学校関係の利用者数が年々減ってきておるということは事実でありまして、また学校関係の皆様からヒアリングをする必要があるとも思いますし、ほかいろんな方の御意見もいただいていく必要もあろうかと思っております。

先日、御提案させていただき、海洋堂から提出していただきました見積りでございますが、その中に売上目標が書かれておりました。それにつきましては、やはりその数値というものは大変高いハードルがあるというように認識しております。それにつきましては、ショップの改

善、企画展等の充実、また社長からも商品のブランド化を図るなど、新たな事業構想も展開したいということもお聞きしました。指定管理者となった場合には、経営改善に向けて強く取り組まれるものと思っております。

新年度は、「あんぱん」の放送とともに多くの来場者も期待できると思っております。私としましては、本施設は物づくりに関わる人材の育成及び本市への観光誘客の促進を図るということで、中心市街地をはじめとした地域の活性化や産業の発展につなげていくことを目的とした施設ということを考えておりますので、この目的達成のため、最大限に本施設を活用していきたいというように思っております。以上でございます。

○副議長（西本良平） 山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。

市長の答弁の中で定例会があるとのことなので、できればその議事録を拝読させていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

物づくりを本当に楽しいと思える、これを実現するための施設だと思っています。それが楽しいと思っている人から教えてもらうほうが、はるかに浮き浮き、どきどきして楽しんで学ぶことができると思っています。そのような人材を探すことにも注力していただきたい、そのように思います。

初めに戻りますが、駐車場問題から始まった私の質問ですが、「あんぱん」もあることで、ぜひ至急解決してほしいと思えます。ものづくりサポートセンターの貸室を21時まで利用できることも告知してください。地域の商店街のためにならない駐車場問題は、早急な解決をお願いします。駐車場入場パーの費用もさほどかからないことを既にお伝えしていますので、指定管理者更新と併せてよろしく願いいたします。

最後、4番目の質問ですが、ふるさと納税のことについて、時間がもう僅かしか残ってませんが、中心になる部分を質問させていただきます。

ふるさと納税、これは税収を上げる重要なポイントだと思っています。しかし、そのためには十分な対策を講じて、市中の業者さんにしっかりと取り組んでいただく体制を市が取る、これも重要なことだと思っています。ぜひ、そのような形になるような対策を取っていただきたいと思っています。現在、例えば商工業者と農業者が手を結んで、ふるさと納税の商品作りを手がけることだとか、商品登録がさらに増えるのではないかと思いますので、またその中で連携強化やアライアンス事業等の発展もあるかもしれません。返礼品の出品までハードルを下げる、出品、出荷などのお手伝いをJTBに頼るだけでなく、もう少し行政と事業者及び団体

も関わるようにすべきだと思いますけれども、とんだ質問で申し訳ないですが、答弁をよろしくお願いします。

○副議長（西本良平） 財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 御提案いただきました商工業者と農業者が手を結ぶ等のそういった仕組みへの支援、そういったものもという検討課題でございますが、現在JT Bのほうで行っております取りまとめと申しますか、そういったことをやっておりますが、また新たに本年度中に次期の事業者等も決めていくような形になります。そういった中で、そういったことも併せて検討していただけるような、そういった仕組みもつくっていききたいというふうには考えております。現時点で、返礼品の出品に当たりましては、紹介写真を撮るとか、そういったものに限定されておるといこともございますので、今後におきましては、そういった形でますます収益を上げれるような、そういった取組、それは必要だと感じております。

今、財政課のほうを担当しておりますけれども、やはり製品開発、そういったものにつきましては、庁内におきましては商工観光課、また農産物におきましては農林水産課、そういった部署もございます。それらと連携したような形で庁内でも取り扱えるように、また今後は機構改革によって、そういった部署の新たな創設、そういったものも検討していききたいというふうに考えております。

○副議長（西本良平） 山本康博議員の持ち時間がただいま2分を切っておりますので、簡潔にお願いいたします。引き続き、山本康博議員。

○6番（山本康博） ありがとうございます。ふるさと納税は大変魅力的なものでありつつも、努力しなければ税金を失っていく。現時点では、南国市はまだ税収のほうが多いということですので、ふるさと納税との差額がまだ多いということですのでまだいいんですけれども、企業とぜひ手を組んでしっかりと、これも寄附金の増額を目指して頑張っていただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終了します。ありがとうございました。

＊

○副議長（西本良平） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明12日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いた

します。

御苦労さまでございました。

午後 2 時 20 分 延会